

エコ・リサイクル交流集会 2006

報 告 書

開催日：平成18年1月28日（土）
場 所：さいたま市民会館うらわ

主催：NPO法人 埼玉エコ・リサイクル連絡会、埼玉県

目 次

1 . プログラム	P 1
2 . 主催者挨拶	P 2
3 . 来賓挨拶	P 6
4 . パネルディスカッション報告	P 8
5 . 分科会報告	
第 1 分科会	P 2 0
第 2 分科会	P 4 4
第 3 分科会	P 6 6

エコ・リサイクル交流集会2006

～ プログラム ～

- 9 : 3 0 開場・受付
- 1 0 : 0 0 開 会
主催者挨拶
埼玉県環境部副部長 荻野 正夫
埼玉エコ・リサイクル連絡会会長 高木 康夫
来賓挨拶
(社)日本青年会議所
関東地区埼玉ブロック協議会会長 猪野塚 弘 樹
- 1 0 : 1 5 パネルディスカッション
テーマ「改正容り法の費用はどうする、どうなる！」
パネリスト
藤井康弘 氏 (環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
企画課 リサイクル推進室長)
佐野 豊 氏 (埼玉西部環境保全組合 事務局次長)
根岸俊文 氏 (株式会社ヤオコー 営業企画室環境問題委員会事務局)
奥山玲子 氏 (川崎ごみを考える市民連絡会)
コーディネーター
1 2 : 0 0 土淵 昭 氏 (埼玉エコ・リサイクル連絡会)
- 1 3 : 0 0 休憩
- 1 3 : 1 5 分科会 開場・受付
分科会 開会
第1分科会
テーマ「ごみの処理費は誰が払うのか」
第2分科会
テーマ「どうなっちゃうの？レジ袋！」
ーレジ袋有料化が、容り法改正で急浮上ー
第3分科会
1 6 : 3 0 テーマ「京都議定書簡単クリヤー、省エネ・新エネ活用術」
分科会 閉会

主 催 者 挨 拶

埼玉県環境部副部長 荻野 正夫

ただいま御紹介をいただきました埼玉県環境部副部長の荻野でございます。

本日、埼玉エコ・リサイクル連絡会と埼玉県の共催によりまして「エコ・リサイクル交流集会2006」を開催いたしましたところ、非常に寒い中にもかかわらず、多数の皆様にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

また、皆様方には、日頃から埼玉県の環境行政の推進に、御支援、御協力を賜りまして、ありがとうございます。この機会をお借りいたしまして厚くお礼申し上げます。



さて、このエコ・リサイクル交流集会は、今年で17回目になりますが、県内で活動しておられるリサイクル団体、リサイクル関係事業者及び行政関係者を対象にいたしまして、相互の交流と情報交換を行うことで、ごみの減量化やリサイクルの推進を図ることを目的に開催しております。

そこで今回は、最初に「改正容リ法の費用はどうする、どうなる！」と題して、国、地方自治体、企業、市民、それぞれの立場から、大きな関心を呼んでいる容器包装リサイクル法の費用負担についての意見交換をおこなっていただこうと考えております。

御承知のように中央環境審議会においては、1年半に及ぶ検討の末、去る1月23日に容器包装リサイクル制度見直しの最終取りまとめ案を公表いたしました。

本日は、最終案の取りまとめに事務方として御尽力された環境省リサイクル推進室の藤井康弘室長にお越しいただいておりますので、貴重なお話しがうかがえるものと思います。

また、午後は3つのテーマに分かれて分科会を開催し、ごみ処理費用の調査結果、容器包装リサイクル法改正の検討の中で浮上してきた有料化によるレジ袋削減の問題、さらに地球温暖化防止について様々な立場の方からの発表や意見交換を行っていただくことになっております。皆様方の積極的な御参加により、実りある交流が図られますことを心から御期待申し上げます。

現在、埼玉県では、循環型社会の形成を目指し、ハード・ソフトの様々な取り組みを展開しております。寄居町でございます県営の環境整備センターにおきましては、環境分野で21世紀をリードする先端技術産業を誘導・集積した「彩の国資源循環工

場」の整備を進めています。この工場は、民間の有する技術力・経営力と公共の有する計画性・信頼性を生かした全国に先駆けた総合リサイクル施設でございます。平成18年の夏には第1期事業の施設がすべて完成し、稼働する予定です。

また、循環型社会づくり推進のため、県内のリユース・リサイクルに関する情報をデータベース化し、インターネットを通じて、家庭の不用品などの情報を交換できるシステムである「彩の国リサイクルデータバンク」を構築しております。その運用にあたっては、本日の共催者である「NPO 法人埼玉エコ・リサイクル連絡会」に御協力いただいておりますが、簡単に御利用いただけますので、是非一度アクセスして下さるようお願いいたします。

最後になりますが、お忙しい中、快く本日の講演や事例報告をお引き受けくださいました講師の皆様にご心より感謝を申し上げますとともに、御参加いただいた皆様方の益々の御活躍をお祈り申し上げ、私のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

NPO 法人埼玉エコ・リサイクル連絡会
会長 高木 康夫

みなさん、おはようございます。

ただいま、ご紹介いただきました NPO 法人埼玉エコ・リサイクル連絡会の会長を務めさせていただきます高木康夫と申します。

本日は埼玉エコリサイクル交流集会 2006 にご参加いただきまして誠にありがとうございます。高い席からではございますが主催者の一人といたしましてご挨拶申し上げます。

埼玉エコリサイクル交流集会は 1990 年に開催されました第 1 回リサイクル団体交流集会がその前身で、本年で 17 回目にあたるものです。

さて、1995 年にできた容器包装リサイクル法ですが、早いものであれから 10 年が経過しました。過去の交流集会においても容り法を何度か取り上げてまいりましたが、容り法は、ご存知のとおり一般ごみの約 60% を占めるといわれるペットボトルや食品トレイなど容器包装ごみのリサイクルを推進することを目標にできた法律です。

市民は分別排出、市町村は収集、選別、保管、事業者は再商品化という役割が決められスタートしましたが、リサイクルするときにかかる金銭的負担が大きく、市町村にとっては大きな問題となっていることも事実です。

また、リサイクル推進という点ではペットボトルについてのリサイクル率は上がりましたが、消費が増えているということになるのかと思いますが、ペットボトルの生産量はそれ以上に増えていることも事実のようであります。その、容り法の改正に向けた審議が現在行われているところですが、今回の交流集会第一部では、環境省、地方自治体、企業及び市民の代表の方にお集まりいただき、容り法をテーマにパネルディスカッションを開催いたします。関係部署の方々が一同に会して議論していただけると言うのは交流集会ならではの試みと考えます。結びになりますが、お忙しい中、パネリストとしてご出席下さいました環境省の藤井康弘さん、埼玉西部環境保全組合の佐野豊さん、ヤオコーの根岸俊文さん、そして、川崎ごみを考える連絡会の奥山玲子さんには感謝申し上げます。



来賓祝辞

(社)日本青年会議所関東地区埼玉ブロック協議会
会長 猪野塚弘樹

皆様、こんにちは。ただいまご紹介を頂きましたわたくしは、(社)日本青年会議所関東地区埼玉ブロック協議会 2006 年度の会長を務めさせて頂いております、猪野塚弘樹と申します。よろしくお願ひ申し上げます。本日、わたくしは来賓ではなく、主催者の一人として、挨拶をさせて頂きます。というのも、会長である高木さん、副会長である高橋さんは青年会議所でのわたくしの大先輩であります。そんな大先輩の方々が主宰しております会に、わたくしが来賓として、挨拶をするということは、大変心苦しい限りです。ですから本日は主催者のひとりとして、参加させて頂きます。



さて、ご存じの方もいらっしゃると思いますが、日本の森林率は66%とされています。あの森の国という、イメージがある、カナダの森林率は49%なのですね。日本は弥生時代から農耕がはじまり、室町時代には日本のほとんどの森林がなくなったと言われております。それを江戸時代から植林をし、今の66%という、高い森林率になったそうです。そんな日本が、世界のリーダーとなってこの環境問題に取り組んでいく必要があると感じます。本日のこの交流会がお集まり頂きました、皆様にとって、有意義な時間となりますことをご祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

～エコ・リサイクル交流集会2006～

パネルディスカッション

テーマ「改正容リ法の費用はどうする、どうなる！」

パネリスト

藤井康弘 氏（環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
企画課 リサイクル推進室長）

佐野 豊 氏（埼玉西部環境保全組合 事務局次長）

根岸俊文 氏（株式会社ヤオコー 営業企画室環境問題委員会事務局）

奥山玲子 氏（川崎ごみを考える市民連絡会）

コーディネーター

土淵 昭 氏（埼玉エコ・リサイクル連絡会 副会長）

会場：ホール

「改正容り法の費用はどうする、どうなる！」

[パネリスト]

藤井康弘氏(環境省 廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室長)

佐野 豊氏(埼玉西部環境保全組合 事務局次長)

根岸俊文氏(株式会社ヤオコー 営業企画室環境問題委員会事務局)

奥山玲子氏(川崎ごみを考える市民連絡会)

[コーディネーター]

土淵 昭(埼玉エコ・リサイクル連絡会 副会長)

土淵： では、パネラーの方々にお話いただきたいと思います。

藤井： 現在の容器包装リサイクル制度の見直しについて、この23日に一応の取りまとめをみました中央環境審議会の「最終取りまとめ(案)」の概要をご説明したいと思います。

容り法は平成7年の10月に一部施行され、現在法律に定められた10年目の見直しのプロセスに入っているわけです。一般廃棄物の容量で6割をしめる容器包装について、消費者、市町村、特定事業者(容器包装を製造するメーカー、中身を販売するメーカー)を対象としているわけですが、消費者には分別を、市町村に分別収集を、特定事業者にはひき



とって再商品化(リサイクル)を義務付けております。市町村が分別収集、特定事業者が再商品化の責任に伴う費用負担すなわち財政的な責任も負っています。

10年目の見直しということで平成16年の7月から、見直しの審議に入って参りました。環境省には、「中央環境審議会」に「廃棄物・リサイクル部会」がありますが、この制度に直接かかわるメーカー、市民の方に加わっていただいて審議をはじめました。何十回かの審議をする中で経済産業省の産業構造審議会との合同会議も何回かやりつつ、昨年6月の「中間取りまとめ」を経て、1月23日に「容器包装にかかわる最終取りまとめ」がまとめられ、現在パブリックコメントにかけている最中です。

10年間の容器包装リサイクル制度の評価としましては、基本的にリサイクルは一定程度進んだということがあります。ペットボトルのリサイクル率をみましても世界に冠たる水準にまで上がってきました。その一方で3Rでリサイクルよりも優先すべきリデュース、リユースがなかなか進んでいないという課題がクローズアップされてきました。見直し全体の方向としては特にリデュース、リユース

スをさらにすすめるような制度構築はいかにあるべきかという視点から議論が行われてきました。

具体的な項目の中でレジ袋対策は今回の見直しのシンボリックな意味を持っていると思っております。私どもの気持ちとしましては事業者の皆さんにいろいろな施策でご努力をいただき、「事業者の自主的取り組みの促進」ということで掲げてあります。市町村にもいろいろな計画を作ってリデュースにとりこんでいただくという項目もあります。レジ袋対策は私の思いとしましては、ひとりひとりの消費者の皆様方にもぜひ、「ライフスタイルの見直し」ということの実践をお願いしたいと思っております。新聞の報道が「有料化」「有料化」というふうに出ますので誤解を生む向きがあるのですが、私どもの目的としては、消費者の皆様方に経済的なインセンティブを生んで、それがキッカケとなってマイバックや環境大臣の「もったいないふるしき」で買い物に行ってくださいというライフスタイルをぜひ、復活させていただきたいという思いで、今回の見直しのメインにすえております。

二つ目の「事業者が市町村に資金を拠出するしくみの創設」につきましては、この1年半の審議会の議論の中でもっとも意見の対立したところでは、一方で市町村サイドが「拡大生産者責任の徹底」「リサイクル貧乏論」ということで「分別収集についても事業者の責任を求めるべきではないか」という強い意見がありました。もう一方で、産業界（事業者）の皆様方は「現在の役割分担をそれぞれ深化することが優先ではないか」「事業者サイドにしてもリサイクル費用は毎年、毎年伸びていくので事業者サイドも費用負担がたいへんなんだ。」ということがあります。そういうことで、1年半くり返すような形でしたが、「最終取りまとめ」では「法律上再商品化の合理化の程度等を勘案して、事業者が市町村に資金を拠出するしくみを創設する」となっております。さほど大きな金額にはならないと認識していますが、市町村の努力、特に分別基準適合物のペールの質を上げる努力が再商品化サイドの合理化に資する部分、再商品化費用の総額が合理化によって下がった金額の2分の1について市町村に還元していくしくみを創る方向となった次第です。

「再商品化手法の見直し」特にサーマルリカバリーを認めるかどうかところが大きな論点でした。ここではごくごく限定的な認め方をした、ということになるかと思えます。すなわち、分別収集量が再商品化能力を上まわった場合の対応として緊急避難的に再商品化手法として位置づけるかどうかを検討する、といったことです。

佐野： 埼玉西部環境保全組合（構成市町村：鶴ヶ島市、毛呂山町、鳩山町、越生町）の佐野です。テーマのポイントもおさえながら、リサイクル施設の現状をお話したいと思えます。

施設の概要ですが、処理能力1日5時間稼働で45トンで、どれくらいのものが施設に搬入されてきているのか、ということをお話させていただきます。

びん、缶は一日5時間で12.5トン処理できますが、平成17年度の搬入実績で一番多い日、5月6日が15.2トン、「その他プラスチック」処理能力2.5トンのところ5月11日の連休明けが10.1トン、正月開けの1月5日が9.06トンでした。1月5日から11日までは正月の影響で搬入が多いため、連日作業の業務員さんが残業を行い、それでも処理できないで、4トンのパッカー車2台に詰め込んで保管して急場をしのいだ経緯があります。毎年5月の連休明けと正月明けが「その他プラスチック」処理との闘いであるのが施設の現状です。



再資源化委託料ですが、容り法では、容器を利用して中身を販売する事業者と容器を製造する事業者に、再商品化義務があります。ただし、小規模事業者はその適用を除外されているため、市町村がその費用を負担することになります。

平成16年度に日本容器包装リサイクル協会に支払った再資源化委託料はガラスびんが18万6186円、ペットボトルがゼロ、白色トレイが6万6430円、その他プラスチックは委託単価がトン7万3千円、市町村負担比率が8%で計476万1644円かかりました。委託料の中で一番費用がかかり、95%にあたるものです。

次に「資源物中間処理上の問題点」です。「故障」では住民の分別排出が良ければおきませんけれども、「その他プラスチック」の中にPPバンドが入り込んでいると圧縮梱包する際に歯にかみこんでしまったりして停止するなどが多いです。ペットボトルの小型化で圧縮梱包機のプレス量の計量異常による停止故障、梱包不良の発生がおこります。小型ボトルは圧縮梱包に支障があります。PPバンドをかけますが、そのスキマからこぼれてしまいます。大変困っています。

また、穴が開いていないスプレー缶が不燃ごみに入ると爆発事故の原因になります。一番怖いのがガスコンロのミニカセットで、昨年度は、穴を開けずに回転破砕機に入り、爆発事故がおきました。

ペットボトルでは季節変動で処理能力を超える搬入量があり、たいへんでした。キャップをはずしていないボトルの扱い、その他プラでは異物の混入、特に医療廃棄物が一番困ります。

「その他プラ」は住民が分別排出する際にわかりづらい、量が多く、費用もかかり、保管にも場所をとり、指定法人に引き渡してもマテリアルリサイクルでは50%しかリサイクルされていないのが現状です。

「特定事業者のリサイクルについて」ですが、スーパー等の資源物の回収ボックスは大きなものにしてわかりやすいところに置いてほしいと思います。「その他プラスチック」もぜひ、回収してほしいと思います。お店によっては回収ボックスがないところや、ほんとうに目立たないところに置いてあります。商品として売ったものはすべて回収するという気持ちを考えていただき、過剰包装の削減、買い物袋も含めて積極的に取り組んでもらいたいと思います。

「行政にしてもらうのだから」甘い考えではなく、行政が行うことは住民の税金でおこなうことですので、売った側が最後まで責任を取る姿勢を貫いていただき、と思います。

知れば知るほど、リサイクルはお金、税金がかかります。施設見学者や住民にリデュース、リユース、リサイクルの順位で啓発や広報活動をすすめていく所存です。

根岸： 弊社ヤオコーは埼玉県を中心にしたスーパーでして、現在 84 店舗展開しております。お店作りの方針は「お客様の食のすべてを解決する」という形です。当然容器についてはたくさん使ってたくさん排出しているということになります。

容器協会への委託費は 16 年度 6298 万円を納付しました。食品トレイとレジ袋でほとんどを占めています。昨年度は 1 億円を超えまして、社内的にもリサイクル費用がここまで上がってきますと、私の業務の立場としては厳しいところになっています。他のスーパーさんも同じ状況であると聞いております。

容器法の事業者全体の支払い額が 5 年で約 3 倍に上がっています。小売業界は毎年、再商品化義務量が年間 10% 程度上がっている。プラスチックの単価は高止まり傾向でまた、ここ 2、3 年上がってきています。

ヤオコーの排出量は 01 年比でおよそ 2 倍になっています。これに比べて再商品化義務量は 01 年度に比べておよそ 5 倍になっています。ヤオコーの支払いはこの 5 年で 8.5 倍に増加しています。

ヤオコーの売上げの伸びは 5 年間で 1.6 倍ぐらいというのに比べて 8.5 倍というのは社内的に理解が得られないところです。

容器包装に求められることは、「お客様が商品をきちんとご自宅まで持ち帰れる、破損しない」それから、これがだいじなんですけれども、「商品の品質が管理できて衛生的である」「鮮度が保持される」「汁物や魚、肉の血で汚れない、水がもれない」これらが求められております。

企業としてはリサイクル費はコスト、経費と考えます。結果的には利益が減るという話になります。容器法のお金を商品に乗せたらどうか、という話が時々あるんですけども、価格に上乗せするというのはお客様にご迷惑をおかけすることになります。特に実用品、飲み物、お菓子などの加工食品につきましては最近出店も、お店どうしの競争が厳しくて、今のところむずかしいと考えております。消費税導入の際も、どうすればお客様の納得が得られるかに苦労したこともありまして、各スーパーさんとも非常にむずかしい問題であると思います。今回の 1 億を超える支払いについては、毎月報告をあげて、半年かかってようやく社内の承認がとれた。スーパーでやるべき環境活動はあると思いますが、手がまわっていないという状況でありまして、今回の改正が各企業の環境担当者をお



まりいじめない内容になっていただきたいと思います。

奥山： 川崎ごみを考える連絡会の奥山です。

私は一風変わった消費者である、といいますがそれは私がごみ問題にかかわったのが20年前、自分のマンションに移ったときに、いっせいに入った70世帯がいっせいにゴミを出しました。当然のことながらゴミ置き場は山になったんですね。それでもうちちょっと出し方があるんじゃないの、ということで皆さんに声をかけまして、ゴミの出し方を話し合った。その翌年のある日たまたまガチャガチャという音がしたので出て



みたら、空き瓶を回収している車がありました。その時代、古紙回収はいたるところで行われていましたが、空き瓶の回収は初めて見ましたので、それでは、これから2300世帯になる新百合ヶ丘団地、せめてここに空き瓶回収を広げたいと思い、「では、私が生活クラブに入って資源の委員をすれば、ここに広げられるのね。」と言いましたら「どうぞ組織を利用してください。」と言われまして、それが嵩じて現在まで川崎市の空き瓶回収選別の作業場でアルバイトしており「びんの奥山」と言われております。その時点ではカレット回収でした。その後4つの生協がいっしょになってリターナブル瓶をつくりましたが、その時も推進を先頭に立って担って来たという自負はあります。

「費用負担はどうあるべきか」ですが、私は「受益者負担で」というところを強調したいと思います。言い方としては「拡大生産者責任」だとか「事業者責任」というのもあるのかもしれませんが、私はなにも「事業者に持ってくれ」といっているのではないんです。「拡大生産者責任」とか「事業者責任」と言いますと、まるで事業者に全部押し付けるようになってしまいます。そうではありません。「費用負担は受益者負担」つまり製造すること、販売することで利益を得る事業者と、使用することで便益を得る消費者、「瓶入りだからおいしい」とか「この容器に入っているのが食べられる」とか「これがあるから使える」とかそういう消費者、つまり「買った人が負担する」のがもっとも公平で良い。こと、ごみ問題に関しては「受益者負担の徹底」がぜひとも必要だと思っています。福祉の世界は「病気になったら、あなたの責任だから全部持ちなさい。」とはなりません。ほんの一部個人負担もあってしかるべきですが、多くは、多くの人たちで負担する形が良いと思います。こと、ごみに関してはほとんどが元気な人たちです。それに照らし合わせると現在の制度は受益者負担になっていないと言えますね。少なくとも事業者は一部、その割合が適当かどうかわかりませんが、容り法によって負担をしました。そのあとの「収集運搬」「選別保管」現在自治体が担っている部分についても「事業者を持ってくれ」と市民は言いますが、それはとりあえず言っているわけで、それを全部持たせようとしているわけではない、私はそれを勘違いされてはいけない、ということもありまして「受益者負担」という言

葉を使います。

では、「収集運搬」「選別保管」費用をどこが持つのかということになりますが、それは「買った」人です。この部分全部がどうか分かりませんが、その多くが「買った人」であってほしい。現状では税金で行われているので、買った個々人の負担になっておりません。だから容器包装をたくさん出した人も、できるだけ減らそうとしている人も、関係なく税金からまとめて支払われている制度ですから、消費者どうしの不公平ということもあります。

私は消費者にけっこう厳しいです。「事業者」ということがかたまりとして言いやすいので自治体とか言いますが、個々人の消費者はまじめな人も多いけれども、怠け者もとっても多いと思っています。それは私が実際に作業してまして、空き瓶の場所でありながら、空き瓶でないものがいっぱい来ます。ほんとに「どうしようもない消費者」がたくさんいることも事実なんです。

ごみ処理の責任は本来ごみを出す当事者にあります。ごみを出す当事者というのは、消費者と事業者です。自治体は調整役であって当事者ではありません。にもかかわらず現在の法律のもとではしかたがないのかもしれませんが、自治体はその部分の費用を負担しています。そのことで、一般消費者、出している人はいくら使おうが全体から出されているところで、ひとつも痛みを感じませんから減らそう、という気はもちろんないですよ。たくさん出している消費者はトクをしている。

この「受益者負担」を実現するにはどうするのか、現在自治体負担している収集運搬、選別保管を含むリサイクルに関わるすべての費用を商品価格に入れていただくことだと、そのためにはイヤでしょうけどいったん事業者にすべての費用を負担していただきまして、その費用の一部あるいは全部を商品価格に入れてください。そして販売によって回収してください。そこから自治体に返却していただく、そうすることによって負担するのは事業者と買った人、こういう実際にするとしたら非常に手間のかかる部分もあるでしょう。「考え方」としては私はそう在るべきだと思っています。

土淵： 奥山さんのお話は、たくさん使う人はたくさん払うのはあたりまえ、受益者負担だ、企業の方と一番利益を得ている消費者が負担すべきだということで、それを聞いて、泣いて喜ぶ佐野さんからちょっとコメントをいただきたいと思



ます。

佐野： 私が考えていた視点と奥山さんのお話は、ちょっと違ったところもありました。やはり、特定事業者の方は費用の負担をして、いろんな収集運搬、そちらをやっていただければ行政として、住民の方としてたいへん一番いいんじゃないかな、という考えを持っておりますが、私たちの施設にびん、缶類、すごくいい加減に出す方が中にはいらっしゃいます。出される方がそこも負担をするという、今日のお話をうかがってたいへん勉強になりました。

土淵： 今のお話は「特定事業者が費用を出すべきだ」ということですが、特定事業者の方も消費者がそういったものを好むから出さざるを得なくなるので、「その費用を消費者が持ちなさいよ、商品に積み上げなさいよ」というご意見じゃないかな、と思うんですね。特定事業者さんが商品に値上げすることによって結果的には行政の方にまわってくるということになるのかなと思います。その点でヤオコーさんいかがでしょうか。

根岸： 私も消費者のひとりですので、非常に奥山さんのお話は、消費者としては理解して、賛成なんですけど、会社の立場としては、先日エコ雑誌にサッポロさんのポレールワインが瓶で販売されていたのが、ペットボトルに変えたら売り上げが倍増したということで、やはり、スーパーとしてはお客様に喜んでいただき買っていただくのが一番の理念になりますので、高齢化の問題とかでリターナブル瓶の使用が落ちている問題にもからんでくるんですけど、買っていただいて、安全に持ち運んでいただいて、喜んでいただくのが一番になりますので、価格の問題なんですけど、飲み物は 88 円で売っているところもたくさんありまして、ペットボトルも 1 円単位の競争になっていて、むずかしいところです。商品部の方からみましても仕入れの価格は少しでも抑えて利益を出したいという、当然立場になります。チェーンストア協会でもよく言われていますのが、もともとのペットボトルの価格にのせるような「蔵出し方式」がありがたいと思っております。

土淵： 売る方としては値上げをしにくい、たとえ自分が儲けるのではない、リサイクル費用であっても上乘せするのはむずかしい、というお話でしたが、ちょっと考えてみますと昔は自動販売機の缶コーヒーなどは 100 円だったんですね。いつのまにやら 120 円で、ものによっては 150 円になっている。じゃあ売り上げが減ったかといえば増えているんです。ちょっと値上げしたら売れなくなると気にする必要があるのかな、と私は感じるんですが。奥山さんどうでしょうか。

奥山： 私が言ったのは、まさに「蔵出し」の方です。

自販機の話も「あれ、いつのまに上がったの」と。よくメーカーさんは、デポジットの話のときには「上げたら消費者は買ってくれない」と言っていたのに、上げたければさっさと上げる。消費者も 10 円くらいはこたえないの



か、どんどんと買いましたから関係ないんだな。まさに土淵さんの言われたとおりだと思います。前に「上乘せするのはお客さんに迷惑だ」というご発言がありました。それがまさに消費者をあまやかしてしまっているんですよ。当座の売り上げを考えればそうかもしれません。でも事業者さんも皆さん家に帰れば一市民であり、親であったりするわけですよ。その先を考えたとき、このままで良いのか、根本があればなんとか道は開けると私は思います。

土淵： 審議が終わり、法律化するわけですが、法律の中でどういうふうに運営していくかという問題がこれからあるかと思います。環境省の藤井さんに今日、現場のナマの声を聞かれて良い方にすすめるにはどうすればいいのか、をお話いただきたいと思います。

藤井： お三方のお話は論点が集中していました。要は事業者がいったんリサイクル費用、分別収集費用をご負担いただいて、それが消費者負担に還ってくるというしくみがうまく機能するかどうか、事業者が消費者に対して「価格転嫁」できるのか、という議論なんだと思います。



今も、お三方それぞれのお立場からご意見承りましたけれども、1年半の中央環境審議会でもしこたま議論がございました。

こういう議論はなにか答えが出るというものではありませんが、「価格転嫁」できるのか、できないのか、今の現状が価格転嫁されているのか、いないのかというところは明確な結論にはなっていないわけでありまして。今事業者さんにご負担いただいているものはあきらかに価格転嫁されていると思います。企業のあらゆるコスト、原材料費だとか仕入れの費用、人件費、そういったコストを総合的に勘案して最終的な価格が決められているわけですから、現在の負担も価格転嫁されている、と経済学的には言えるんじゃないかと思います。問題は今のレベルより増えたときに、増えた負担をそのまま価格に上乘せすることができるのかどうかということだと思います。理論的にはできるんですけど。今のスーパーさんの競争条件、うちは上げないと持たないが、隣は今の価格で維持できるかもしれないとするとなかなか上げられない、上げるとお客さんが行ってしまうかもしれない、ビジネスですから心配はどうしたって払拭できないんだろうと思います。

市町村は「リサイクル貧乏」というけれども企業は「環境倒産」だ、負担を増やして競争条件を激しくして倒産させるのか俺たちを、という意見もたくさんいただきます。

価格転嫁できるのかどうか、という問題は1年半議論しても決着はつきませんでしたし、まだまだ時間をかけて議論していかななくてはならない課題だと改めて思いました。

申し上げておきたいのは、容り法の費用負担は単にリサイクル費用をまかなう

ためをお願いしていることではない。「拡大生産者責任の考え方」で申しますと、企業がいったん負担することで企業の負担感は当然上がる。企業は企業体ですからコストの効率化を考える。たくさん使えば使うほど負担が増えるしくみになっているので企業は負担を減らすために使う容器包装を減らすのではないかと、いうことを強く期待しているわけなんです。トレイなどスーパーさんが自主回収すればするほど負担が減るしくみを盛り込みたいと思っています。負担を環境政策的に積極的にとらえていただいて、できるだけ負担を減らそう、容器包装の使用量を減らそうとぜひ、つなげていっていただければありがたいと思います。

今回の見直しの大きなコンセプトは「リデュース」だと思っています。「拡大生産者責任の徹底」ということももちろんリデュースに結びつくところではありますが、賛否ありましてさきほど申しましたような結論に落ち着きつつあるわけです。「リデュース」はそれだけではありません。レジ袋対策など自治体、事業者と市民の皆さんも、国を挙げてリデュースをすすめて行きたいと思っていますのでぜひご協力のほどをお願いいたします。

会場からの質問者(1)：今の話を聞いて、ポイントは「拡大生産者責任」の概念をそれぞれの立場の方々がどのように理解しているかだろうと思います。パネラーの皆さんの簡単なコメントをいただきたい。

土淵： それではひとつずつお願いします。

奥山： どういう容器を使うかを決めるのは、最終的に決定するのはメーカーさんでありますから、容器の削減にもっていけるだろう、リサイクルしやすい容器になるだろうという期待がこめられたものであると解釈しています。

根岸： ヤオコーのレジ袋は薄くなり、商品部でもフタをやめたり、軽くするなど費用負担の額が上がったことで効果が出ていることは事実です。ですが、トレイのリサイクルに紙おむつを入れる人が非常に多くなっている。リサイクルもあまり意識の薄い方までリサイクルされますと別のコストがかかってきます。チェーンストア協会では容り法の他に店頭回収で100億円使ってます。

佐野： 容器を作っている業者とか販売している業者、利用している業者は最後まで責任をとっていただければ一番いいと思います。最初にしっかり国の方で特定事業者の責任をしっかりとすえていただければ、行政の負担、住民の税金ではなく、たくさん買う人がたくさんお金払って平等になるのではないかと思います。

藤井： さきほどお話したとおりです。リユースに切り替えて費用を減らせばいいのではないかと、まさにそこも私どもがねらっているところなんですけど、ただ、ペットボトルのリユースがなぜ、日本ではできないのか。消費者の皆さんが買ってくれるかどうか、というところに心配があるからなんですね。企業としてはお客さんがそれを買ってくれないと、企業として成り立たないわけですから、事業者負担を求める声は大きいんですけども、それだけでは物事が解決することではないというのをぜひ、ご理解いただきいただければありがたいと思います。あくまで、環境に良い製品、リサイクル費用が減らせるような製品を選んで買っただくという消費者の責任もあいまって日本が循環型社会に向かっていけるといことだと思っています。

会場からの質問者(2)： ただいま聞いておりました、消費者の人が言っておりましたが、「消費者の考え」になっていない。啓蒙活動をまずやるべきです。それを最後に負担させようという考え方、これはただの消費者いじめじゃないですか。

土淵： 奥山さんお願いします。

奥山： おそらく私の意見は消費者の中でもかなり珍しい方かもしれないと思って来ております。消費者がすることは啓発活動であろう、それももちろん私も20年来やってきました。一番の啓発活動の役割は行政だと思います。行政は本当は自ら回収する必要はないと思いますが、現在日本ではこういう収集体制がすばらしいくらいにできあがっています。これはそれとして費用については自治体が持つものではないということは先ほど申し上げました。費用負担はあくまでも自分たちである。出す消費者と出す事業者である。この点だけは私は絶対譲れないものだと思っています。消費者は費用負担、その部分の責任をしっかりと持たなければならない。きっとこの部分では相当消費者から反発をくらうかな、と思っていました。大いに覚悟の上で来ています。そして言わせていただければ、容器包装の部分も蔵出し価格に入れるということは買った人がリサイクル費用を持つということですよ。その部分はOKですよ。でも私はもうひとつ資源ではない、いわゆる焼却するかもしれない、埋め立てるかもしれない、川崎では「普通ごみ」とよんでいます、「普通ごみ」についても私は有料化の賛成派です。「リサイクルしたいと思ってても、まだそのような容器包装が整っていないじゃないの。もっとリサイクルの道をキッチリ作ってから消費者にそのことを言うべきだ。」という消費者の意見の方が圧倒的に強いです。でも今、全くリサイクルの道がないものの方が少ないくらいです。買い物の方法によって減らすことは可能です。ですから私も見っていますが、毎日のようにこんな大きなゴミ袋を出している人がいます。私の所は週1回か2回、せいぜいこんな小さな袋しか出しません。努力していますし、皆さんにも伝えていきます。そのへんの差はいったいどうなるの、と言いたいですね。消費者の中でも現状のリサイクルの方法の中でもかなり努力によって減らせるはずなのに、それを怠けている消費者がたくさんあります。もちろん、まじめな消費者もたくさんいるんですけどね。私は消費者の責任は分別して出すという行為の責任だけではなくて、費用負担もするという、そこを持ってこそ、はじめて事業者に対しても言えるんだと思います。

土淵： それでは時間が来ましたので、終わらせていただきます。ありがとうございました。

第 1 分科会

「ごみの処理費は誰が払うのか」

会場：コンサート室

時 間	内 容
13:15～	挨拶・スケジュール説明
13:20～	「県内各市町村の燃えるごみの湿ベースについて」 講師 NPO法人埼玉エコ・リサイクル連絡会理事 中澤啓子 氏
14:00～	「県内各市町村のごみ処理費用について」 講師 NPO法人埼玉エコ・リサイクル連絡会副会長 竹村元宏 氏
14:35～	(休憩)
14:50～	「ごみ処理のお金は誰が払うのか」 講師 NPO法人ごみ・環境ビジョン21副理事長 服部美佐子 氏
15:45～	各講師への質疑応答
16:30	閉会挨拶

テーマ：「ごみの処理費は誰が払うのか」

挨拶・スケジュール説明・・・ < 埼玉エコ・リサイクル連絡会 理事 上領 園子 >

みなさん、第一分科会によろしくご参加くださいました。

私たち埼玉エコ・リサイクル連絡会は、4年前より埼玉県内の各自治体から排出される“焼却ごみ”の内容に関する乾燥状態での百分率のデータを各市町村より入手し、家庭から排出されるときに湿状態での内容量を計算して求め、種々の検討を加えて報告して来ました。今回は、平成16年度の結果について、担当研究員の中澤啓子よりご報告いたします。

二番目に、エコリサイクル連絡会がサイサン環境保全基金の助成を得て、本年度より開始した、埼玉県内市町村のごみ処理費用についての調査についての中間発表を、研究担当の竹村元宏よりご報告いたします。市町村がごみ処理に使うお金は毎年大変な額になっております。処理費はどんなところにお金が一番かかるのか、効率よくするためにはどうすればよいのかなど、今まで知られていない分野について報告したいと思います。

最後に、「ごみの処理のお金は誰が払うのか」のテーマで、ごみ・環境ビジョン21 副理事長 服部 美佐子 さんから、容器リサイクル法の問題点と、今回の法改正をめぐる諸問題についてお話いただくことにいたします。

「県内各市町村の燃えるごみの湿ベースについて」・・・

< 埼玉エコ・リサイクル連絡会 理事 中澤 啓子 >

私たちは、平成12年度よりこの調査活動を続けております。この調査の目的は、埼玉県内で排出されている“焼却ごみ”の内容がどのように把握されているのか、これらの“ごみ”の適正な処理がされているのか、その全てを焼却するのが良いのか、ごみの中から何かを生かすことはできないのか、処理のコストは適正なのか、などについて見るためには正確なデータが必要です。そのため各自治体からごみの正確な数値をアンケートで集め、解析を続けているところです。最新のデータとして、平成16年度の数値を集計することができました。埼玉県全体では排出総量が2,112,877トンとなります。前年に比べかなり減量（-94,500トン）されており、平成12年度（約2,100千トン）の数値程度になっています。県民一人・一日あたりの排出量は、約820gで、県の人口が増えていることもあり、平成10年度の数値とほぼ同程度になっています。

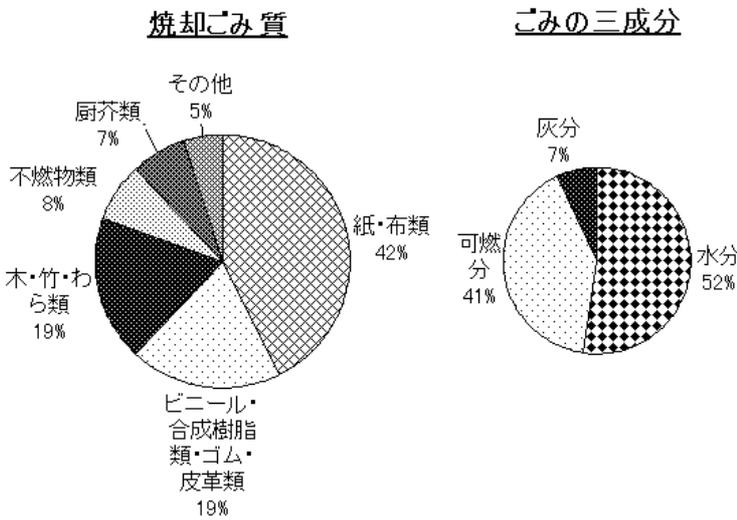


さて、このごみの内容ですが、各自治体から公表されているデータからその内容を知ることができるでしょうか。焼却ごみのデータはごみピットから一定量を取り出して測定しますが、一般的には乾燥ベースによる三成分（ごみを乾燥したときに出る水分、燃やしたときに出る灰、その燃えたもの）で報告されます。さらにその組成割合が六分類、すなわち「紙・布」、「ビニール・ゴム・皮革類」、「木・竹・わら類」、「厨芥類」、「不燃物類」、「そ

の他」に分類されます。(一例として、南河内清掃施設組合のデータ及び三成分及び組成割合のグラフを紹介)

「焼却ごみ質及びごみの三成分」のグラフ

三成分のグラフと組成割合のグラフは対で見なければいけないのですが、どちらかだけの



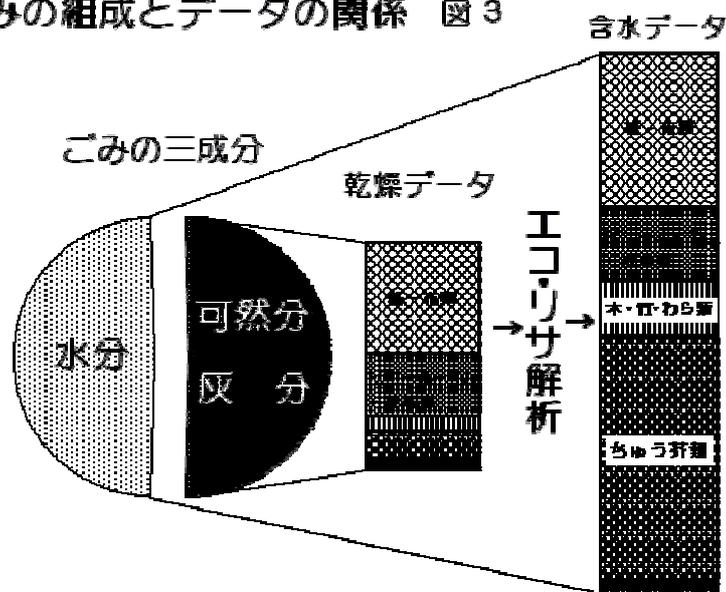
のグラフを見て、例えば厨芥類が多いとか少ないとかと判断してしまうことがあります。

私たちはもっと適切に各自治体のごみを同一レベルで見ることができないかと考え、それぞれの組成に含まれていたであろう水分を推定し、乾ベースの組成割合に三成分の水分を按分して、家庭から出されたままの状態(水分を含んだ)の数値に置き換えてみました。それぞれの組成に含まれている含有水分の割合は、

「紙・布類」には10%、「木・竹・わら類」には60%、「厨芥類」は約80%といわれていましたが、今回はデータを整理し83.7%の数値にしました。その他残りの項目については0% (含有水分なし) としました。その結果をまとめたものが、下記のグラフです。

「ごみの組成とデータの関係」のグラフ

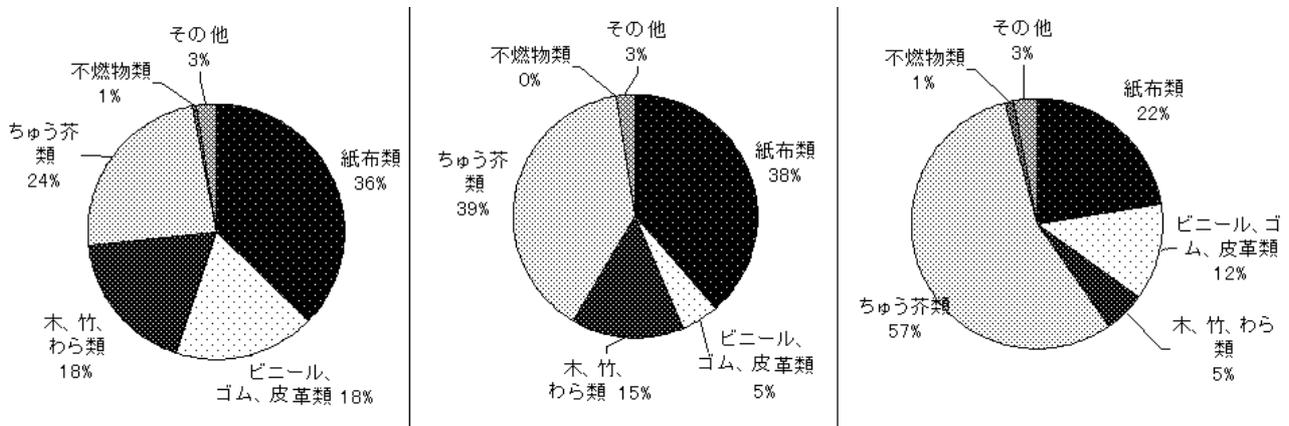
ごみの組成とデータの関係 図3



「含水データ」の帯グラフが家庭から排出された状態のごみの割合を示しています。即ち平成16年度の埼玉県全体のごみは、水分を含めて考えますと「紙・布類」は30%、「ビニール・ゴム・皮革類」が12%、「木・竹・わら類」が12%、「厨芥類」が42%、不燃物とその他がそれぞれ2%となりました。下記に県全体のグラフ及びいくつかの自治体のグ

ラフを添付しましたので、参考にしてください。自治体によって組成に違いがあるのがお分かりになると思います。

3つの円グラフ <左から、上尾市、桶川市、深谷センターを示す。>



尚、全ての自治体（一部事務組合）の一覧表を貼付しますので、皆さんがお住まいの地区のごみ組成がどのようになっている、どのようにすればごみが減るのかを考えてみてください。

以上、埼玉県内各自治体の焼却ごみの組成についての報告を終わります。ご清聴ありがとうございました。

質疑応答

Q：解析一覧表の「測定水分/推定水分」が100%なら良いのか？ 多いほうが良いのか、少ないほうが良いのか、これから何が分かるのか？

A：%の数値が大きいほうが、厨芥類が水分を多く含んでいる場合ではないかと推定できるが、ごみのサンプリングの仕方や割合によって違いが出てくる。一概にどちらが良いとはいえないがこの



ような違いがあるということを知っていただきたい。

Q：100%を超えているところは、生ごみの水分が多いのではないかと説明だが、この値はあくまで推計したもので、私の住んでいる蓮田はそのようなごみは出していないと見ている。もっと現実的なごみの把握をして提起されるのがよいのではないかと、意見として申し上げておく。

A：ご指摘の通りこれは推計値です。差が大きいところはサンプリングや分析値などに違いがある場合もあり、差の大きいところはあまり信用できないと見てよい。県全体で平均すると差は2%程度になっているので、全体を見るとこのように判断することができるとお考えいただきたい。

Q：加須・騎西の場合、私が把握している数値と違いがある。可燃ごみの実際の量を記載していただくとありがたい。

A：この数値は各自治体から提出していただいたもので、多少の違いはあるかもしれないが、そこまでは把握していないのでご了解いただきたい。

平成16年度埼玉県内各自治体の焼却ごみの解析

係数5.15	1 2 3 5 6 7 8 9 10 11 13 14 15 16 17 小計																		
	川越市	川口市	さいたま市	所沢市	飯能市	東松山市	岩槻市	狭山市	羽生市	上尾市	入間市	鳩ヶ谷市	朝霞市	和光市	桶川市	平成16年			
処理量	平成16年	平成16年	平成16年	平成16年	平成16年	平成16年	平成16年	平成16年	平成16年	平成16年	平成16年	平成16年	平成16年	平成16年	平成16年	平成16年	平成16年		
処理量	湿ベ	処理量計(A)	110,783	182,577	413,757	119,062	28,010	35,539	41,598	54,057	21,779	83,947	51,141	19,353	39,505	0	22,899		
	焼却処理量計(B)	91,659	178,049	343,598	96,767	22,216	26,759	32,926	42,958	14,697	75,498	43,625	16,363	29,277	18,634	15,635	1,048,661		
	その他処理量(計算値)	19,124	4,528	70,159	22,295	5,794	8,780	8,672	11,099	7,082	8,449	7,516	2,990	10,228	(18,634)	7,264			
ごみの組成	乾燥ベ	紙布類(D)	53	45	53	58	45	59	54	47	53	52	50	45	56	34	65		
		ビニール、ゴム、皮革類(E)	22	22	21	10	33	21	9	27	17	28	15	22	12	24	10		
		木、竹、わら類(F)	6	7	7	15	7	8	19	12	9	10	13	7	10	5	10		
		ちゅう芥類(G)	13	16	13	11	12	10	9	9	13	5	16	16	15	23	10		
		不燃物類(H)	3	7	4	1	1	1	1	2	2	3	1	3	7	2	3	0	
		その他(K)	3	3	2	5	2	1	7	3	5	4	3	3	5	11	5		
計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100			
三成分	湿ベ	水分(W)	49	47	46	50	47	46	47	31	43	37	55	47	51	47	48		
		灰分	6	8	6	5	5	3	6	7	8	5	6	8	6	7	9		
		可燃分	45	45	48	45	48	51	47	62	49	58	39	45	43	46	43		
		計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100		
低位発熱量		2,147	1,734	2,184	1,873	1,860	2,020	1,720	2,920	1,956	3,053	1,398	1,734	1,688	1,990	1,605			
推定ごみの組成	湿ベ	紙布類	31	26	32	33	27	36	32	35	33	37	25	26	31	19	39		
		ビニール、ゴム、皮革類	11	12	11	5	17	11	5	19	10	18	7	12	6	13	5		
		木、竹、わら類	8	9	10	21	10	12	27	16	12	18	16	9	13	5	15		
		ちゅう芥類	47	48	44	39	44	39	32	27	41	24	49	48	47	55	39		
		不燃物類	2	4	2	1	1	1	1	1	2	1	1	4	1	2	0		
		その他	2	2	1	3	1	1	4	2	3	3	1	2	2	6	3		
		計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100		
推定組成別排出量	湿ベ	紙布類	28,007	46,739	109,506	31,705	5,974	9,677	10,572	14,931	4,871	28,202	11,056	4,295	8,977	3,613	6,020	324,145	
		ビニール、ゴム、皮革類	10,284	20,761	38,964	4,838	3,886	3,034	1,571	8,003	1,424	13,318	2,945	1,908	1,721	2,370	813	115,840	
		木、竹、わら類	7,744	15,581	32,902	19,976	2,243	3,264	8,771	7,002	1,742	13,762	6,906	1,432	3,709	1,000	2,340	128,374	
		ちゅう芥類	42,819	85,532	151,094	37,344	9,761	10,494	10,442	11,540	5,990	17,838	21,540	7,861	13,865	10,268	6,056	442,443	
		不燃物類	1,402	6,606	7,422	484	118	144	349	593	251	476	589	607	287	296	0	19,624	
		その他	1,402	2,831	3,711	2,419	235	144	1,222	889	419	1,903	589	260	717	1,086	407	18,235	
		計	91,659	178,049	343,598	96,767	22,216	26,759	32,926	42,958	14,697	75,498	43,625	16,363	29,277	18,634	15,635	1,048,661	
含水量	単位	推計水分	38,256	92,384	154,629	41,414	9,102	10,123	14,109	20,622	7,233	22,130	21,095	8,490	14,127	12,812	5,994	472,520	
		測定水分	44,913	83,683	158,055	48,384	10,442	12,309	15,475	13,317	6,320	27,934	23,994	7,691	14,931	8,758	7,505	483,710	
		測定水分/推定水分	117%	91%	102%	117%	115%	122%	110%	65%	87%	126%	114%	91%	106%	68%	125%	102%	

平成16年度埼玉県内各自治体の焼却ごみの解析

	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
	上福岡市	坂戸市	幸手市	日高市	伊奈町	大井町	三芳町	川島町	南河原	菖蒲町	杉戸町	蓮田白岡	久喜・宮代	栗橋鷺宮	加須騎西	志木地区	小川地区	東埼玉資源環境組
	平成16年	平成16年	平成16年	平成16年	平成16年	平成16年	平成16年	平成16年	平成16年	平成16年	平成16年	平成16年	平成16年	平成16年	平成16年	平成16年	平成16年	平成16年
処理量計(A)	18,192	32,170	18,736	0	12,659	17,527	15,570	6,926	949	7,306	13,099	35,100	35,567	17,223	30,113	87,864	22,142	277,989
焼却処理量計(B)	14,094	23,255	14,128	16,632	9,269	13,832	12,045	5,284	684	5,921	10,138	28,675	20,593	15,419	27,701	75,647	17,198	273,179
その他処理量(計算)	4,098	8,915	4,608	(16,632)	3,390	3,695	3,525	1,642	265	1,385	2,961	6,425	14,974	1,804	2,412	12,217	4,944	4,810
紙布類(D)	51	55	48	41	53	54	51	59	47	38	48	54	45	46	47	58	36	47
ビニール、ゴム、皮革	20	12	24	21	17	18	20	20	21	22	24	23	6	24	21	20	30	30
木、竹、わら類(F)	5	14	11	6	14	11	5	9	16	8	11	10	8	8	10	9	12	5
ちゆう芥類(G)	18	14	12	25	9	11	18	8	7	22	12	9	29	17	20	9	18	10
不燃物類(H)	3	2	1	6	1	1	3	1	2	4	1	0	5	1	1	1	1	4
その他(K)	3	3	4	1	6	5	3	3	7	6	4	4	7	4	1	3	3	4
計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
水分(W)	44	48	40	53	42	44	44	47	45	52	40	42	62	47	52	48	51	39
灰分	7	6	7	7	7	6	7	5	8	6	7	9	7	5	3	6	4	10
可燃分	49	46	53	40	51	50	49	48	47	42	53	49	31	48	45	46	45	51
計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
低位発熱量	1,950	1,922	2,153	1,840		1,980	2,358		2,155	1,561	2,153	1,930	1,130	1,876	1,738	2,060	1,713	2,683
紙布類	31	32	31	21	34	34	31	36	29	20	31	35	19	27	25	35	19	32
ビニール、ゴム、皮革	11	6	14	10	10	10	11	11	12	11	14	13	2	13	10	10	15	18
木、竹、わら類	6	17	14	6	20	15	6	15	25	9	14	15	8	10	11	14	14	8
ちゆう芥類	49	42	37	60	32	38	49	36	29	56	37	34	67	48	53	38	50	37
不燃物類	2	1	1	3	1	1	2	1	1	2	1	0	2	1	0	1	0	2
その他	2	2	2	0	3	3	2	2	4	3	2	2	3	2	0	2	1	2
計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
紙布類	4,357	7,339	4,429	3,487	3,162	4,644	3,724	1,918	201	1,180	3,178	10,054	3,905	4,113	6,860	26,345	3,340	86,984
ビニール、ゴム、皮革	1,579	1,451	2,034	1,642	914	1,394	1,349	560	79	625	1,460	3,825	470	1,961	2,792	7,867	2,528	49,992
木、竹、わら類	834	4,056	2,047	1,027	1,869	2,121	713	799	173	513	1,469	4,345	1,547	1,485	3,083	10,934	2,388	20,774
ちゆう芥類	6,851	9,805	5,193	9,930	2,948	5,208	5,855	1,894	196	3,319	3,726	9,785	13,732	7,451	14,700	28,927	8,606	102,099
不燃物類	237	242	85	469	54	77	202	28	8	114	61	0	391	82	133	393	84	6,666
その他	237	363	339	78	323	387	202	84	26	171	243	665	548	327	133	1,180	253	6,666
計	14,094	23,255	14,128	16,632	9,269	13,832	12,045	5,284	684	5,921	10,138	28,675	20,593	15,419	27,701	75,647	17,198	273,179
推計水分	8,356	11,997	7,089	11,124	3,937	6,131	7,141	1,715	246	3,681	5,087	11,201	13,017	8,553	16,384	26,078	9,666	107,019
測定水分	6,201	11,162	5,651	8,815	3,893	6,086	5,300	2,483	308	3,079	4,055	12,044	12,768	7,247	14,405	36,311	8,771	106,540
測定水分/推定水分	74%	93%	80%	79%	99%	99%	74%	145%	125%	84%	80%	108%	98%	85%	88%	139%	91%	100%

平成16年度埼玉県内各自治体の焼却ごみの解析

	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	49				
小計	埼玉清掃	蕨戸田衛生	彩北組合	秩父広域組合	大利根北川辺	見玉広域組合	西部環境	中部環境	熊谷センター	深谷センター	江南センター	小計	県計	平均	
平成16年	平成16年	平成16年	平成16年	平成16年	平成16年	平成16年	平成16年	平成16年	平成16年	平成16年	平成16年	平成16年	平成16年	平成16年	
	処理量計(A)	79,044	64,539	34,037	38,159	8,527	59,024	36,578	43,411	0	0	0			
583,694	焼却処理量計(B)	77,720	57,960	33,924	30,291	6,645	56,821	35,296	42,981	78,055	34,444	26,385	480,522	2,112,877	
	その他処理量(計算値)	1,324	6,579	113	7,868	1,882	2,203	1,282	430	(78,055)	(34,444)	(26,385)			
	紙布類(D)	56	42	47	42	73	37	39	64	46	40	50			
	ビニール、ゴム、皮革類(E)	16	18	21	29	9	17	27	9	25	24	28			
	木、竹、わら類(F)	13	9	16	7	8	22	9	8	11	5	6			
	ちゆう芥類(G)	12	21	7	11	8	22	15	13	11	23	12			
	不燃物類(H)	1	6	2	1	1	1	3	2	2	2	3			
	その他(K)	2	4	7	10	1	1	7	4	5	6	1			
	計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100			
	水分(W)	48	49	45	41	45	52	51	53	44	48	44			
	灰分	9	7	8	6	9	7	5	5	7	6	6			
	可燃分	43	44	47	53	46	41	44	42	49	46	50			
	計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100			
	低位発熱量	1,715	1,832	2,155	1,332	1,785	2,055	1,935	1,610	1,958	1,776	1,971			
	紙布類	33	23	29	27	46	19	21	34	29	22	31			
	ビニール、ゴム、皮革類	8	9	12	17	5	8	13	4	14	12	16			
	木、竹、わら類	17	10	25	10	13	22	12	11	15	5	9			
	ちゆう芥類	40	53	29	39	35	50	49	47	38	56	42			
	不燃物類	1	3	1	1	1	0	1	1	1	1	2			
	その他	1	2	4	6	1	0	3	2	3	3	1			
	計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100			
													小計	総計	構成比
179,221	紙布類	25,284	13,464	9,991	8,313	3,064	10,899	7,565	14,811	22,350	7,728	8,232	131,702	635,068	30%
82,523	ビニール、ゴム、皮革類	6,466	5,321	3,918	5,183	329	4,637	4,670	1,818	10,928	4,299	4,137	51,705	250,067	12%
60,177	木、竹、わら類	13,566	5,696	8,598	3,067	878	12,483	4,112	4,792	12,049	1,846	2,255	69,342	257,893	12%
240,224	ちゆう芥類	31,191	30,523	9,737	11,762	2,302	28,257	17,219	20,347	29,669	19,138	11,169	211,316	893,983	42%
9,325	不燃物類	404	1,774	373	179	37	273	519	404	874	358	443	5,637	34,586	2%
12,225	その他	808	1,182	1,306	1,787	37	273	1,211	808	2,186	1,075	148	10,820	41,279	2%
583,694	計	77,720	57,960	33,924	30,291	6,645	56,821	35,296	42,981	78,055	34,444	26,385	480,522	2,112,877	100%
258,424	推計水分	35,372	37,339	12,179	12,835	2,241	41,023	16,445	17,385	34,209	23,355	11,282	243,663	974,607	100.68%
255,118	測定水分	37,306	28,400	15,266	12,419	2,990	29,547	18,001	22,780	34,344	16,533	11,609	229,196	968,024	100.00%
99%	測定水分/推定水分	105%	76%	125%	97%	133%	72%	109%	131%	100%	71%	103%	94%	99%	

Q：「厨芥類」とはどのようなものが入っているのか。

A：台所から出る、野菜屑などである。

司会：以上で“ごみ”とはどのようなものであるか、その内容がお分かりいただけただけではないかと思えます。では、これらのごみ処理にかかる費用について考えてみたいと思います。調査結果については竹村よりご報告いたします。

「県内各市町村のごみ処理費用について」・・・

＜埼玉エコ・リサイクル連絡会 竹村 元宏＞

竹村：多くの市町村が財政逼迫のために歳出を見直しており、ごみ処理費用やリサイクル費用についても合理化が求められています。また、排出抑制のため、ごみ処理費用の有料化も話題にのぼるようになりました。もし住民に負担を求める場合、行政は処理費用の内容を示し、住民の理解を得る必要があります。

そこで私たちは、県内市町村のごみ処理費用の実態を調査することにしました。この研究はまだ進行途中ですが、今まで判った事についてご報告いたします。

この研究の目的は

- 1、各市町村の「ごみと資源回収品」の処理費用の実態を知ること
- 2、各市町村の地域住民に対する「ごみと資源回収品」の処理量や処理費用についての情報公開の実態を知ることです。

第1表の説明

各市町村の「ごみと資源回収品」の処理費用については、国も毎年調査をしています。国が調査する内容は、市町村が1年間に「ごみと資源回収品」の処理のために支出した人件費 収集運搬費 中間処理費 最終処分費 車両等購入費 委託費 組合分担金 その他の8項目についてです。この中の組合分担金とは、幾つかの市町村が組合を作りごみ処理施設を運営する場合の分担金のことです。

国の調査により市町村の「ごみと資源回収品」の処理費用の総額と、上記8項目の費用が分ります。しかしこの調査は公表されていませんので、私たちは国と同じ項目のアンケートを送り、市町村に送って回答をお願いしました。

後掲の第1表は、平成16年度の各市町村と一部事務組合の処理費用の総額と1トン当りの費用（原価）です。いまだアンケートの回答がない市町村については空白となっています。費用の記載があって原価がないのは、処理量の記入がなかったためです。またこの表には、その市町村の分別の種類と、処理費用が把握されている分別品の数を記入しました。処理費用が把握されている分別品の原価は第2表以下に記載しました。

第2表の説明

市民は、分別した「ごみや資源回収品」を排出しています。

またかなりの自治体が、分別して出したごみ毎の処理数量を発表しています。

したがって市民の理解しやすい処理費用の説明は、分別したごみや資源回収品ごとに行わ



れることであると考えます。

私たちは、各市町村に対し、分別したごみ毎の処理数量と処理費用をアンケートしました。第2表はその結果です。

可燃ごみだけを見ても各市町村の1トン当り処理原価はずいぶん差があります。その差が何によるものかを知るためには、処理費用の内容を知る必要があります。今回のアンケートでは、処理費用の内容についてもお尋ねしました。

また今回の調査で分ったのですが、川越市や川口市、飯能市など幾つかの自治体では、分別品ごと(ごみの種類ごと)には処理費用の積算が行われていませんでした。川越市は、きわめて詳細な原価計算を行っていますが、費用の積算は、収集、破碎、焼却、処分と言った処理作業の区分ごとに行なわれていて、ごみの種類ごとではありませんでした。この方法は、作業管理のためには有効ですが、市民に説明するための原価計算としては一考を要すると思います。

第3表の説明

多くの自治体が資源回収を行っています。今回私たちは資源回収品の処理費についてもアンケートしました。

第3表の1は、ガラスと金属と紙類、ガラス金属共通の原価を把握している自治体を記載したものです。第3表の2はペットボトル、「容りその他プラスチック」、乾電池、蛍光管についての結果を記載しました。

この分類の中でもガラス類では生ビン、無色ビン、茶色ビン、その他ビンなどと細分化して分別するのが一般的ですが、費用をこのような細かい分類ごとに行っているところはほとんど無いようです。むしろ資源回収品全体の処理費用や、ガラスと金属を共通の処理費として捕らえるところ、極端な例では資源物と焼却ごみを共通の処理費として捕らえている自治体もありました。このような複数の分別品をまとめて共通の処理費として捕らえるのは、収集や分別を依頼する事業者が同じ場合や、2次分別する場所や人が共通であったりすることから起こることで、ある面やむを得ないことに思えます。

交流会当日は、第4表として数種類の資源物をまとめて経費処理を行っている多くの自治体の状況を説明しましたが、紙数の関係でこの報告書からは割愛します。



第1表:埼玉県内自治体と一部事務組合のごみ処理費用と総合原価

一部事務組合名	市町村名	ごみ処理量	ごみ処理総経費	排出物処理の平均原価	数量を把握している分別品	原価を把握している分別品
		ト	千円	円/ト		
なし (市町村直営)	川越市		3,961,061		8種	
	川口市	178,049	6,339,632	35,606	15種	
	所沢市	119,062	5,751,521	48,307	8種	8種
	飯能市	28,010	885,988	31,631	10種	
	東松山市	35,539	982,305	27,640	16種	2種
	狭山市		1,769,010		10種	8種
	羽生市	21,779	595,068	27,323	11種	
	上尾市	83,947	2,376,490	28,309	12種	8種
	入間市		1,849,474		9種	
	鳩ヶ谷市					
	朝霞市					
	和光市		893,933		15種	11種
	桶川市					
	ふじみ野市		901,413		14種	6種
	坂戸市	32,170	1,569,354	48,783	13種	1種
	幸手市		703,240		14種	
	日高市		828,461		12種	5種
	さいたま市 含岩槻	470,846	15,281,789	32,456	12種	8種
	伊奈町	9,390	590,833	62,922	8種	
	大井町		829,835		14種	
	三芳町		504,046		14種	1種
	名栗村					
	川島町	6,926	247,143	35,683	14種	9種
	南河原村		37,939		7種	
菫蒲町		265,223		12種	3種	
杉戸町		1,066,034		13種	4種	
蓮田市白岡町衛生組合		35,100	882,202	25,134	12種	
	蓮田市					
	白岡町					
久喜宮代衛生組合		35,567	1,628,427	45,785		
	久喜市					
	宮代町					
栗橋鷺宮衛生組合		17,223	754,792		12種	5種
	栗橋町	7,668	402,374		12種	
	鷺宮町					
加須市騎西町衛生施設組合		30,113	512,054	17,004	6種	
	加須市					
	騎西町	7,343	240,894	32,806	12種	5種
志木地区衛生組合						
	志木市	21,123	809,773	38,336	12種	8種
	新座市					
	富士見市		1,072,835		13種	1種
小川地区衛生組合			679,166		13種	10種
	滑川町					
	嵐山町					
	小川町				8種	
	都幾川村					
	玉川村					
	東秩父村	641	58,573	91,378	8種	1種
東埼玉資源環境組合		274,137	7,858,458	28,666	1種	1種
	草加市					
	越谷市	114,357	3,419,940	29,906	4種	3種
	八潮市					

第1表:埼玉県内自治体と一部事務組合のごみ処理費用と総合原価

一部事務組合名	市町村名	ごみ処理量	ごみ処理総経費	排出物処理の平均原価	数量を把握している分別品	原価を把握している分別品
		トン	千円	円/トン		
	三郷市					
	吉川市	21,188	782,425	36,928	13種	
	松伏町					
埼玉清掃組合			2,448,884			
	春日部市	56,870	3,447,763	60,625	13種	5種
	庄和町		557,334		12種	2種
蕨・戸田衛生センター組合			1,504,210		13種	
	蕨市		846,193		16種	6種
	戸田市					
彩北広域清掃組合						
	行田市					
	吹上町		675,093		11種	8種
秩父広域市町村圏組合		38,159	1,084,004	28,408	10種	5種
	秩父市					
	横瀬町					
	皆野町					
	長瀬町					
	吉田町					
	小鹿野町		70,008		6種	
	両神村		15,069		6種	
	大滝村					
大利根町北川辺町衛生施設組	北川辺町	8,593	375,471	43,695	11種	5種
	大利根町		174,699			
児玉広域市町村組合		59,024	1,177,961	19,957	12種	1種
	本庄市					
	美里町					
	児玉町		188,209		9種	
	神川町	3,049	115,862	38,000	7種	
	神泉町					
	上里町					
埼玉西部環境保全組合			1,419,749		11種	
	鶴ヶ島市					
	毛呂山町	10,436	519,833	49,812	13種	
	越生町					
	鳩山町					
埼玉中部環境保全組合		43,411	807,816	18,609	2種	2種
	鴻巣市		1,077,525		15種	6種
	北本市	23,114	841,590	36,410	14種	8種
	吉見町				11種	
	川里町	2,101	113,313	53,933	14種	9種
大里広域市町村圏組合						
	熊谷市					
	深谷市					
	大里町					
	江南町					
	妻沼町					
	阿部町					
	川本町					
	花園町				10種	2種
寄居町						

第2表： 埼玉県内自治体のごみの分別形態別処理原価 -平成16年度-

埼玉エコ・リサイクル連絡会

市町村名	分別品で積算しない	可燃ごみ			燃やさないごみ			粗大ごみ			ごみ全般		
		処理量	処理費	原価	処理量	処理費	原価	処理量	処理費	原価	処理量	処理費	原価
		トン	千円	円/トン	トン	千円	円/トン	トン	千円	円/トン	トン	千円	円/トン
川越市		89,889			4,908			241					
川口市		178,049						2,987					
所沢市		94,028	3,494,821	37,168	6,342	779,679	122,939	1,251	162,670	130,032			
飯能市		21,850			682			581					
東松山市		26,759	338,708	12,658	資源物と合併積算する								
狭山市		39,266			3,112			2,775			45,153	1,769,008	39,178
羽生市		14,149			2,431			316					
上尾市		75,498	2,137,304	28,309	1,914	54,184	28,309	123	3,482	28,309			
入間市		41,175			5,218						46,393	1,819,321	39,215
和光市		12,985	109,413	8,426	612	12,895	21,070	155	15,000	96,774			
坂戸市 [†]		22,893			1,363			1,070			粗大ごみは有料処理		
幸手市		14,128	448,128	31,719	909	114,255	125,693	640	81,573	127,458			
日高市		14,865	607,545	40,871				267	7,187	26,918			
さいたま市	含岩槻	355,018	5,571,388	15,693	32,901	772,511	23,480	可燃不燃に合併積算					
伊奈町		9,177			370			465					
大井町		13,353			441			370			14,164	707,438	49,946
三芳町		12,045	172,503	14,322	741			337					
川島町		5,284	193,077	36,540	504	16,596	32,929						
南河原村													
菖蒲町		5,616			564			185			6,365	264,084	41,490
杉戸町		10,138	288,683	28,475	487	72,516	148,903	535	79,663	148,903			
栗橋町		7,066			512			90					

市町村名	分別 品で 積算し ない	可燃ごみ			燃やさないごみ			粗大ごみ			ごみ全般		
		処理量	処理費	原価	処理量	処理費	原価	処理量	処理費	原価	処理量	処理費	原価
		ト	千円	円/ト	ト	千円	円/ト	ト	千円	円/ト	ト	千円	円/ト
騎西町		5,733			241			474			6,457	39,448	6,109
志木市		15,229	608,825	39,978	406	21,685	53,411	440	14,651	33,298			
富士見市		22,282			851			308					
ふじみの市		13,082			979			1,012					
小川町		7,051						362					
東秩父村		492			40			39					
東埼玉資源		274,137	7,858,458	28,666									
越谷市		102,478	2,118,276	20,671	8,378	584,776	69,799	821	57,305	69,799	← 設備投資を含む		
吉川市		12,627			300			674			← 家庭系ごみ		
		5,679			5,679						← 事業系ごみ		
春日部市		42,747	2,473,626	57,867	3,427	323,536	94,408	853	33,163	38,878			
庄和町		6,628	46,811	7,063	528			662			燃やせないごみは一部資源と共同処理		
蕨市		13,158	89,208	6,780	1,111			554	25,301	45,670	燃やせないごみは一部資源と共同処理		
吹上町		6,722	133,724	19,893	558	34,834	62,427	94	2,577	27,415			
両神村		295			33			1					
小鹿野町		1,803			126			12					
児玉町		4,319			486			8					
神川町		2,680			323			7					
毛呂山町		10,437	505,617	48,445									
鴻巣市		13,247	605,897	45,738	2,366	171,267	72,387	923	23,967	25,966	粗大ごみ有料化		
北本市		16,047	393,314	24,510	1,569	158,686	101,138	553	16,625	30,063	粗大ごみ有料化		
川里村		1,159	36,426	31,429	275	40,189	146,142	78	1,512	19,385			

第3表-1: 資源回収物の分別形態別原価表 (ガラス・金属・ガラス金属混合・紙類) - 平成16年度-

埼玉エコ・リサイクル連絡会

市町村名	分別品で 積算しな い	ガラス			金属			ガラス・金属			紙類		
		処理量 ト	処理費 千円	原価 円/ト									
川越市		3,049									7,073		
川口市		4,056			3,099						4,902		
所沢市								4,730	462,504	97,781	4,908	104,814	21,356
飯能市		854			413						3,138		
東松山市		553			1,342						2,867		
狭山市								2,247	204,364	90,950	4,488	76,664	17,082
羽生市		493	34,385	69,746	336						1,672	14,437	8,635
上尾市		1,859	52,627	28,309	451	12,768	28,310				3,355	94,978	28,309
入間市		501			359						3,019		
和光市		495	25,790	52,101	320	12,895	40,297				2,130	34,706	16,294
坂戸市								1,376			3,317		
幸手市		495	58,926	119,042	213						1,645		
日高市		339			392	1,769	4,513				658		
さいたま市(含岩槻)		8,912	563,669	63,248	4,088	414,235	101,330				39,309	427,796	10,883
伊奈町		325			364						1,277		
大井町		377			166						1,783		
三芳町		279			80						1,167		
川島町		110	3,621	32,918	87	2,866	32,943				548	18,043	32,925
南河原村													
菖蒲町		76			63						686		
杉戸町		390			175						671		
栗橋町								209			805		
騎西町		138	5,796	42,000	93	6,125	65,860				440		
志木市								966	57,124	59,135	3,365	46,278	13,753
富士見市		1,060			500						3,353		
ふじみの市		564	6,514	11,550	187						1,150		
小川町		148			313						1,012		
東秩父村		17			4						7		
越谷市											2,680	71,925	26,838
吉川市		499			271						932		
春日部		1,582			716						6,303		
市町村名	分別品で 積算しな い	ガラス			金属			ガラス・金属			紙類		
		処理量 ト	処理費 千円	原価 円/ト									
庄和町		262			399						3,059		
蕨市		638			353						2,205		
吹上町		216									957		
小鹿野町													
両神村											152		
北川辺町													
大利根町											345		
児玉町		1			9						311		
神川町		20			5								
鴻巣市		600			214						2,922		
北本市		717			403						2,501		
川里町		56	2,586	46,179	71	2,198	30,958				326	1,287	3,948

第3表-2：資源回収物の分別形態別原価表（ペットボトル・容器その他プラ・乾電池・蛍光管）

市町村名	分別品で 積算しな い	ペットボトル			容器その他プラスチック			乾電池			蛍光管		
		処理量	処理費	原価	処理量	処理費	原価	処理量	処理費	原価	処理量	処理費	原価
		トン	千円	円/トン	トン	千円	円/トン	トン	千円	円/トン	トン	千円	円/トン
川越市					2,733								
川口市		1,686			3,679			23			9		
所沢市		589	91,494	155,338									
飯能市								31			燃やせないごみを含む		
東松山市		299			1,343			27			12		
狭山市		384	32,014	83,370	390	34,377	88,146						
羽生市		145	0					9					
上尾市		660	18,684	28,309				68			19		
人間市		505			2,192			45			31		
和光市		211	15,095	71,540	123	12,930	105,122	23	1,939	84,304			
坂戸市		337	24,351	72,258	1,592						20		
幸手市		199			5						6		
日高市		123						15	1,267	84,467			
さいたま市(含岩槻)								207			46		
伊奈町					735								
大井町		130			443			11			2		
三芳町		143			640			5			9		
川島町		76			178			7			4		
市町村名	分別品で 積算しな い	ペットボトル			容器その他プラスチック			乾電池			蛍光管		
		処理量	処理費	原価	処理量	処理費	原価	処理量	処理費	原価	処理量	処理費	原価
		トン	千円	円/トン	トン	千円	円/トン	トン	千円	円/トン	トン	千円	円/トン
南河原村													
菖蒲町		56											
杉戸町		165			391								
栗橋町		66			0.4			8			5		
騎西町		57			158	11,968	75,747	5			4		
志木市		226	16,974	75,106	471	38,783	82,342						
富士見市		320						34			19		
ふじみの市		211	9,909	46,962	185	8,146	44,032	17	1,399	82,294	10	838	83,800
小川町		77											
東秩父村		2											
越谷市													
吉川市													
春日部		616						62			43		
庄和町		91						15			6		
蕨市		238			488			14			12		
吹上町		79	7,509	95,051	396	34,408	86,889	7	603	86,143			
小鹿野町													
岡神村													
北川辺町													
児玉町													
神川町		10											
鴻巣市		211			1,066	120,962	113,473	15			18		
北本市		189			737	76,996	104,472	20	1,656	82,800			
川里町		56	2,586	46,179	71	2,198	30,958				326	1,287	3,948

原価計算例

当日、ごみの種類ごとに原価計算を行っている北本市の原価計算と、処理作業区分ごとに原価計算を行っている川越市の例が紹介されました。管理部門費の配布については、北本市が「ごみと資源回収品」の処理数量に応じて按分しているのに対し、川越市は作業に従事する人数に応じて按分しています。また、川越市は設備の減価償却費を計上しているのに対し、北本市は計上していませんでした。減価償却費を計上しないとごみ処理コストはその分低くなるので、将来計画立案等のためには計上することが必要と考えます。

むすび

今までの調査で判明したことを挙げれば次のようです。

- 1、市町村の中には、「ごみと資源回収品」の処理量（発生量）は種類ごとに把握していても、処理費については把握していないところがあります。
- 2、資源回収品については、何種類かの資源物の処理費がまとめて計上されている例が多いようです。これは何種類もの資源回収品を同時に収集していることや、同じ施設で再分別したりするからであると思います。
- 3、ごみの種類ごとに費用が積算されている自治体の中で、内容がどの程度明確に示されているかについては未だ分っていません。今後の重要な調査テーマであります。
- 4、市町村のごみ処理に関する情報開示については今後調査する予定です。

質疑応答

Q、今後この様な資料をどう使うつもりですか

A、来年のエコリサイクル交流集会で再度発表いたします。

また、報告書は県内の自治体と環境団体に送ります。そして自治体と地域住民がごみ処理費用の改善に協働できるよう活動したいと思います。

「ごみの処理のお金は誰が払うのか」・・・

<ごみ・環境ビジョン21 副理事長 服部 美佐子 氏>

ご紹介いただきました服部です。これまで私が参加している環境省の中央環境審議会と、経済産業省の産業構造審議会、農水省の懇談会の3つの省で、容器包装リサイクル法の審議を行ってきました。昨年12月末に合同会議が行われ、中央環境審議会、産業構造審議会で最終まとめ案が出されました。これで一応の枠が分かった後、私たちも意見書を提出したのですが、1月に両省の合同会議が開かれて最終まとめ案が了承され、審議は終わりました。

先ほど前段のお話は、埼玉県内のことについてでしたが、私の話しは日本全体の容り法についての内容になりますので、頭の切り替えをしていただかなければなりません。

皆さんは容り法については理解されているでしょうか？ お分かりでない方もいらっしゃるかも知れませんが、最初に少し容り法についてのお話をさせていただきます。



これは一例ですが、逗子市はこれまでごみを全量を焼却していました。一昨年の10月から容リ法に基づいて分別収集を始めるようになったので、私は去年の暮れに見学に行きました。写真(スライドで紹介)にあるように回収した、その他プラの圧縮梱包作業を屋外作業で行っていました。先ほど(前段)のお話の中に、これらを焼却してしまうのとリサイクルするのでは、リサイクルする方が費用がかかるとの説明がありましたが、多分、上記のような作業の周辺に費用がかかるのではないかと私は思っています。その他プラを集めるようになった結果、焼却ごみの量が少なくなり連続運転を行ったほうがダイオキシン対策などにも良いのに、土・日曜日を休止するような状態も発生しています。大都市の横浜市でもこれまで全量焼却を行っていましたが、4月から回収を行うようになり、分別や保管は既設設備の改造や工夫を重ねて行うようになっています。

埼玉県内でも自治体によって分別の仕方などが違うのではないかと思います。容リ法全体の枠組みの中でも、PETボトルだけの回収だったり、その他プラも回収しているなど違いがありながら、何らかの方法で実施しているのではないかと思います。

日本全体のごみの総量については、減少していないのが現状です。少し古いデータですが、一人・一日あたりでは、1,111g出されている。処理費についてはごみ量が減らず、経費が上昇するので右肩上がりになります。この原因は設備投資、ダイオキシン対策などで費用がかさんだ結果ではないかと思えます。このためにごみ処理費は全国で2兆円を超えていましたが、設備投資も一段落して、平成2年度に2兆円を下回りました。

リサイクル率については上昇しています。ごみの総量はあまり変わらないが、焼却ごみの中からリサイクルできる品物が回収されているからです。

多摩市ではリサイクル率が30%近くになっています。とは言え、全国的に見るとごみを焼却で処理している量は多いといえます。焼却灰の埋立地の問題などもあり、エコ・セメント化などの取り組みも進んできています。

各自治体のごみ処理費が高くなってきている問題がありますが、これまでは可燃物と不燃物の二分別程度に分けていたものが、徐々に分別が増えるようになり、容リ法により一層分別数が多くなりました。このため収集費用が高くなってきました。設備投資は一段落しましたが、容リ法に伴うリサイクル設備が必要になってきているのです。

費用の面からごみ問題を見ていくという機運が出てきています。容リ法の審議を始めたあたりからクローズアップされてきました。次にEPR(拡大生産者責任)が国際的にも認知されてきました。拡大生産者責任ということですが、この理解の仕方が審議会の中でも温度差があります。例えば、事業者の方は集めたものをリサイクルする費用は払っているのだから、そのことで責任を果たしていると考えている。私たちはリサイクルにかかる費用は全て使用者が負担すべきだと考えています。従って、EPRのことだけにこだわって論議しているとぶつかってしまい、論議が進まないというところがありました。

私たち市民の立場から言うと、リサイクルそのものが安い費用でされているので、3Rの中で先ず必要な発生抑制や再利用の取り組みが進まず、現状の容リ法に沿ったリサイクルだけが進んでいるのが現状であります。環境基本法は環境全般に配慮して国づくりをしていこうというものであります。環境基本法の中からごみ問題を取りだした法律が循環型社会形成推進基本法という位置づけであります。2000年は、循環型社会を目指そうということで認知されてきていると思います。その後、リサイクルしやすい法体制ができてきた

のです。

容リ法は循環法より 5 年も早く、1995 年に制定されました。この背景には狭い日本の中で、処分場の逼迫という大きな要因があります。容器包装プラは燃やしているところもあれば、不燃ごみとして埋め立てているところもあり、埋立地はプラでたちまち一杯になってしまうという危機的な状態にあります。リサイクルをしようというより、処分場を延命したいと言う背景のほうが強かったのではないかと思います。容リ法ができて延命ができたということは評価できるのではないのでしょうか。

その後、種々の個別リサイクル法ができてきました。基本法では 3 R のリデュース、リユース、リサイクルがこの順位で優先して進めようとしてきたのですが、リサイクルは進んだがリデュース、リユースのほうがあまり進んでいません。リサイクルにお金がかかっているのにごみは減っていないという現実があります。大量廃棄の後に大量リサイクルが現れたということになります。

新しくごみ輸出の問題も出てきました。特に PET ボトルは高度経済成長が進む中国が PET ボトルを資源として利用するために買い付けに来ています。PET ボトルはリサイクルが進み 90% 近くになっています。容リ法により PET ボトルを集めていた自治体が、去年あたりから容リ法から離脱するところが出てきました。PET ボトルは現在 40 万トンくらい収集されていますが、約半分くらいが中国などに出て行っています。私たちの税金をかけて収集したものが、他国に渡っていつてしまっている。これは国としても深刻に受け止めています。

リサイクルにはつきものだが、集めただけでは意味がないのでリサイクルを処理する業者が育っているということがあります。リサイクル企業がどんどん肥大化していくことが良いのかどうか、問題があります。

容リ法に関係している省は 5 つあります。それぞれに省益というのがありますが、環境省は自治体と、経産省は事業者と、農産省は食品関係の事業者とそれぞれ深い関係にあります。厚生労働省は薬関係、国税庁はお酒に関係があります。法案作りには先の 3 省（環境・経産・農産）がリードしています。これまでは環境省に規制官庁としての役割があったのですが、厚生省の事業官庁のごみ問題も移ってきましたので、自治体との関係が微妙になってきたのではないかと考えています。本来、筋論で行くべきところが少し弱まってきています。今回は拡大生産者責任の問題もどこかに行ってしまったように見えます。私たちはそのあたりの環境省にもどかしさを感じています。

容リ法は、97 年から法律の運用が始まりましたが、一度に全ての容器が対象になったのではなく、先ず PET ボトルとびんが行われ、2000 年 4 月から PET ボトル以外のプラスチックであるその他プラスチック容器包装と紙製容器が対象となり、完全施行となりました。

これまでは家庭から出るごみは自治体が税金で全てを処理していましたが、容リ法では三者（消費者・市町村・事業者）の役割分担ができたのです。大きな特徴は容器包装に関わる事業者がお金を払うことになったことです。容器包装に関わる事業者とは、容器包装を利用して製造する事業者（中身メーカー）のことで、一番お金を払っています。大手の企業では少し前のデータですが、年間に 12～15 億円前後の支払いをしています。容器の製造事業者数は全体の約 1 割程度です。事業者全体では約 400 億円程度支払っています。

事業者は 10 万社くらいあるようですが、実際にお金を払っている事業者は 6 万 9 千社くらいです。400 億円のうち 380 億円くらいはプラスチック容器包装に関わる事業者が払っています。コンビニスーパーやお魚やケーキ店なども特定事業者になりますが、これらの事業者が一番多く使っているのがレジ袋です。これらの事業者がリサイクルするためのお金を払っているのです。

容り法は自治体にとって関わりの深い法律です。というのは容器包装類が家庭ごみの 4 割を占めていることです。ごみを収集・運搬する上で容積は大きな問題となります。指定法人容器包装リサイクル協会が、事業者から委託費などを集めて管理し取り仕切っているのだが、しっかりしていないとある自治体のように、その他プラの不法投棄問題などが発生するのです。容り協の組織実態は、いろいろな団体から職員が出向したり、OB が入ったりしているので、かなり事業者のほうを向いているのではないかと感じています。指定事業者が支払う委託費は、生産量に見合ったものではなく、自治体が回収した量に見合って払えばよいことになっているのです。この辺が矛盾していると思います。また、5 人以下の小さな事業者や年間の売り上げが少ない事業者などは委託費支払いを免れています。従ってこれらの部分は税金で処理することになり、自治体が負担することになります。容り協はこのお金を使って再商品化事業者に入札をさせ、委託料を払ってリサイクルを行っています。これがリサイクル法の仕組みなのです。ただ、リサイクルを行う手法は順位が決まっていて、マテリアルリサイクルが第 1 位なので、先にこの業者が応札します。マテリアルリサイクル業者が居ないところや残った部分は、ケミカルリサイクル業者が引き受けることとなります。

容り法の評価は、集めたものは全部引き取る、しかもお金はあまり出さなくて良い。処分場の延命化が図られるということでしょう。一方、事業者はこれまでは製品(ごみを含む)を作りっぱなしだったので、リサイクル費用の一部負担をすることになりました。最もこの費用は、製品に上乗せされているのですが、処理費を負担をさせることによって、容器の薄肉化や軽量化などが進み、容り法の効果が現れております。

市民側の立場としての問題点を話してみたいのですが、リサイクルは良いことだと考えられていますが、リサイクルにもいろいろと問題があります。容器包装類を収集して圧縮梱包するとき、汚れ物が混じっているので取り除いたりしなければなりません。また、保管するための設備も必要である。収集から保管にかかる費用は 3000 億円といわれています。このうち事業者の負担は 400 億円でしかありません。即ち消費者の負担が大きいことになっています。事業者にとっては譬え使い捨てになっても、製品が安くたくさん売れることが必要と考えます。従って、リデュースやリユースを行うよりリサイクルの方がかかる費用が安い。ましてリサイクルもしていけると考えるのです。

審議会の問題となったのは、リサイクルには費用がかかりすぎること、また、マテリアルリサイクル業者は少なく、鉄鋼メーカーなど数少ない大手の企業がケミカルリサイクルをしているので、価格の競争が少ない。その結果処理費用は高止まりしているのです。PET ボトルはその処理が一段落して生産も伸びているので、1 本あたりのリサイクル費用は少なくなっています。その他プラ容器類の処理費は高くなってきています。現状は、全てのプラ容器類を回収している自治体は、全国でも 4 割程度で、これからその他プラの回収量がどんどん増えてくることとなります。処理費用が高止まりしたままで回収量が増

えると、関係している事業者の費用負担はますます増えることとなります。

マテリアルリサイクルは方法としてはよいのですが、収集されたものに商品にならないような汚れがあったり、禁忌品が混じっていたりして残渣が多く発生することが問題であります。そのための選別が必要になり、多いときは残渣が 50%になることもあります。

法改正の方向としては、リサイクルだけにお金をかけて一生懸命にやるのではなく、ごみになるものを減らすために、発生抑制や再使用を推進すること、リサイクルも一層効率的な推進を図ることが大切だとしています。

EPR にしても、PET ボトルやプラ容器は 30%程度の費用負担をしていますが、収集から保管にかかる費用については自治体が負担しています。私たちはこの費用を最初は事業者が払い、それを商品に上乗せして消費者が払う、即ち受益者負担にするべきであると考えています。私たちは包装材などについては、無駄な包装がなくなりごみが減るようになって欲しいと主張しているのです。

改正案については、現在パブリックコメントを集める段階にきていますが、関係する省のほうでは、現在、政府案を作っているのではないかと思います。そして、今後、通常国会に出されて審議されていくことになると思います。

私たちが行ってきた反論についてお話ししたいのですが、審議会の方では今年の 7 月に中間とりまとめを出しました。現状ではリターナルびんが減ってきている。レジ袋を有料化する方策など、いろいろな問題がありますが、役割が固定化されているものを、見直そうという論議だったのです。これにかかる費用負担をどうするかという論議であり、新聞などでもその内容が報じられました。この辺が事業者と消費者・自治体で対立してきたところであります。中間まとめまでは、収集・保管の費用を一部事業者が負担するという方向できたのですが、リサイクル費用が高くなるということで、産構審を構成する委員は事業者の関係者が多いので、後半の審議の中で日本経済団体連合会が実効ある容器リサイクル法の構築に向けてという提案（意見書）をしてきました。その内容は自主行動計画でごみの排出を抑制するというもので、さらに収集・保管の費用の一部負担を事業者がしても、これ以上ごみを減らすことはできない、ということが盛り込まれていました。

また、これらの費用を製品価格への上乗せ・内部化はできない、それを行うと事業者が飲み込むことになるということを主張してきました。また、消費者が排出抑制することが先きのだから、家庭ごみを有料化することが進んできているが、容器包装類の収集も有料化すべきではないかというものでありました。汚れたプラはごみ焼却の助燃材として使えるのではないかと意見もありました。

結局、中間審のまとめは、その一部負担を行うということが全く消えてしまいました。即ち、経産省の考え方に近い形で出てきたのです。内容は再商品化の合理化を勘案して事業者が自治体に資金を拠出する仕組みの創設という形です。再商品化の合理化とはプラ容器包装については非常に汚れたものもあり、分別基準があり A～D ランクの基準がありますが、現在は D ランクでも受け取っていますが、汚れ物が混入しているような D ランクは今後は受け取らないようにする。これは最初から綺麗なものだけ集める、ということになり収集量を減らす結果になる。回収する自治体は今後増えるので、その費用は現在 400 億円くらいのもので、5 年後には 900 億円くらいになることが予想されています。これを 900 億円の想定内であれば自治体と折半しようというものであります。この一番の問題は、

本来はごみの更なる減量を図ろうということで討議が始まったのに、分別が厳しくなることでかかる費用が安くなった、残ったお金を分配するということは、拡大生産者責任ということではありません。一番大切なことはコストを商品に上乘せ・内部化することによって、無駄な容器包装類を少なくする、リサイクルのしやすい製品設計をしましょうという議論を重ねてきたのですが、事業者は自分たちで発生抑制をするということを打ち出してきたのです。レジ袋の有料化も自主的にやるので、法制化はしないで欲しいというのは全く矛盾していると思います。

まとめとして、このようにリサイクル法が整備されていくと、生ごみとか汚れ物は焼却せざるを得なくなります。製品ごとにリサイクルをするほうが効果があると思いますし、利用したものがその費用を払うべきだと私たちは主張しているのです。

容り法はやはり排出物を分別して、EPRを明確にして活用していくのが良いと考えています。その他プラは焼却したほうが費用の面でも良いのではとの意見もありますが、私たちは資源を有効に再利用していくべきと考えています。皆さんは容り法の改正に関心を持って欲しいと思います。以上です。ありがとうございました。



質疑応答・・・服部先生のお話に関して

Q：製品材質の識別表示については資源有効促進法で施行されている。PSとかPPなど材質表示は任意ということで、実行が滞っていると思う。本来は材質表示を実施しなければダメだと思っている。一般市民はその他プラなどの分別の詳しいことは分からない。プラスチックについては、ある程度大まかに分別してリサイクルするが、その他のものは焼却やサーマルリサイクルもやむをえないのではないかと。

Q：委託金の余剰分を事業者と自治体で折半するという案が出ていますが、実際には余るお金は出ないのではないかと。かつては不足することがあり事業者が追加して負担していた。このままだと今後事業者が負担する費用は大幅に膨らむのではないかと。フリーライダー(費用負担しない事業者)も結構な数あり、今回、50万円程度の罰則金を払うということが検討されているが、これでは本当の効果はでないのではないかと。

A：ご指摘の内容は審議会の中でも出てきた問題である。材料表示については、リサイクルするためには有効な方向である。製品設計の段階でリサイクルのしにくい複合素材など

には委託単価を高くするなどの案が出ている。しかし、法案化の段階で消えることもあるかと思う。材料表示は進んできており誰も反対する人は居なかった。

フリーライダーの問題は審議会が始まったから明らかになった。私たちは以前からこの問題を提起してきていた。今回 50 万円の罰則金が出たのもこの審議会で討議されたからである。省・容り協の怠慢があると思う。

Q：環境に金をかけると環境倒産するとか、価格の上乗せはできないとかの論議が出たとのことだが、このような論議がまかり通るような審議会は可笑しいのではないか。

この審議会を通った案が国会で議論されて、まともな法律としてできる見通しはあるのか。このままで通ってしまったら、暫くはこのままで EPR の問題なども先送りされてしまう。もし難しいのなら、もっといろいろなやり方を提示し、審議会をやりなおすことを訴えなかったのか。

A：最終的に意見書を出したのは私一人であった。審議会というのはいたし方がないという面がある。もちろん私たちは最後まで反対したが、全都清、市長会、知事会、自治労、学識者がでており、これはとんでもない案ですが如何ともしようがない、という発言をする人が多い。この案が出てきたのは合同会議の段階であり、中環審の中では収集費用の一部を負担するという事は残っていた。最後にこれが出てきたときに、いろいろと論議はしたが、審議会のあり方がそのようになっており、問題だとは思っている。これからメスを入れることは大変に難しいと思う。

費用の内部化ということはできると思うが、これが日本の現実であり歯がゆい思いをしている。

Q：小売業者は費用の負担をしていないところがあるとのことだが、負担に応じていない事業者はどうなるのか。

A：フリーライダーについては、国のほうで事業者がどのくらいあるのか把握できないでいるらしい。先だって 60 社くらいが公表された。これは国の責任としてはっきりしていくことが必要だと思う。(・・・質問の内容が伝わらず、論議がかみ合っていない。)

Q：レジ袋が有料化されるとのことだが、ごみ袋の有料化も進めて欲しいと思う。ごみの減量化を進めるにはこれは必要なことだ。審議会では出ているのか。

A：レジ袋の有料化は新聞などでも取り上げられているが、トーンダウンしている面もある。法制化されていくかもしれないが、小さな商店まで一斉に実施できるかは不明。ただ、これを実効あるものにするには、自治体でもマイバッグ運動などを行うことにより、レジ袋の有料化がしやすくなっていくと思う。

家庭ごみの有料化については、国としての指針を出したが、それを受けてやるかやらないかは自治体の判断である。

Q：家庭ごみの有料化は反対、その前に排出物の中に紙ごみの占める割合からすれば、もっと回収できる。やるべきことは行政がもっと指導するべきであるが、役所などには自ら率先して自分の紙ごみを出さないようにするべきと思う。

また、プラごみは作れば作るほど出てくる。自治体からすれば経費の面から焼却したほうがよいとの意見もあったが、このようではリサイクルの取り組みが後退してしまう。消費者の方はごみを買いたいわけではない、ビールなどアルミ缶から PET にするというとまで報じられている。これは生産者の方に上乗せさせないとごみは減らない、これを買

うか買わないのかの判断は消費者がする。どのように考えるか。

A：EPR とか費用の内部化は同感である。都合 4 年間ごみ問題で法の改正をするために、全国で署名をしたり意見書をあげたりという運動をしたのは、多分日本では初めてだと思う。残念ながら力及ばずという批判はあるかと思うが、審議会でごみを減らそうと頑張ったのは、それなりに評価しているがこれでよいとは思っていない。

司会：前段も含め全体の発表について質問はありますか？

Q：容り法はこれまでは自治体が全てを処理してきたのを、事業者に費用負担をさせたということで、素晴らしい成果であった。ただ、それがうまく機能しないのは法を作ったところから明らかだったので、今回その点を見直すということだった。個人的な意見だが、事業者の側から考えると無駄な費用は出たくないと思う。事業者には無駄なものを作ればそれだけ費用負担が増えるということを、消費者の側からは無駄なものは買わないということを実践することの意識付けをすることが大切である。どうすればごみになるものを買わない消費者を作ることができるかは、グリーンコンシューマーになりライフスタイルを変えることである。

そのためには小学生の段階から環境教育をして、10 年 15 年先にはごみが減るという方向で努力するほうが良い。

容器包装の材料については、複合材などは拒否し単純な材料を使うようにする、もっと大きな視点で見えていくことが大切です。私は審議会も見せていただいたが、結果は事業者が費用負担を増やすことのないような形でまとまったので、事業者の大勝利といえる。自治体のほうでは分別を事業者にやってもらうようにするべきだ。消費者はこれ以上費用負担をするべきではない。意見として発言しました。

Q：埼玉ではごみの収集の仕方、環境教育が他の自治体と比べて姿勢が低い。埼玉県でも子どもの教育をもっとやるべき、またこの集会に参加していない人に知らせる必要があると感じた。

Q：竹村さんが説明されたデータは今後どのように利用するのか？

A：データがまとまれば多くのところに公表していきたい。これを利用して市民と自治体がいけると研究していく材料にして欲しい。北本市の場合、非常にコスト面の問題があるので、サーマルリサイクルのほうが良いのではないかと提起している。各自治体でもいろいろと研究をするように広めていきたいと思っている。

司会：以上で第 1 分科会を終わります。来年も引き続き行いますので多くの方の参加をお待ちしています。

第 2 分 科 会

「どうなっちゃうの？レジ袋」
- レジ袋有料化が、容り法改正で急浮上 -

会場：503・505集会室

時 間	内 容
13:15～	開会・資料確認 「グリーンコンシューマ委員会活動報告」 報告 NPO法人埼玉エコ・リサイクル連絡会理事 大前万寿美 氏
13:35～	「レジ袋発生抑制とイオンの環境への取組み」 講師 イオン株式会社 環境・社会貢献部部長 上山静一 氏
14:45～	「ヤオコーの環境取組み」 講師 株式会社ヤオコー 営業企画室環境問題委員会事務局 根岸俊文 氏
14:55～	(休憩、アンケート・質問用紙回収)
15:05～	「消費者、活動団体の立場から」 講師 NPO法人埼玉エコ・リサイクル連絡会副会長 園田真見子 氏
15:30～	質問・意見交換
16:30	閉会

第2分科会

「どうなっちゃうの？レジ袋」 ～レジ袋有料化が、容り法改正で急浮上～

司会（大前万寿美）

容り法に関連してレジ袋を有料化することをチェーンストア協会さんが提案されているということで、容り法のレジ袋を中心にテーマを決めさせていただきました。よろしくお願いします。

～グリーンコンシューマー委員会活動報告～

グリーンコンシューマー委員会の活動ですが、容器リサイクル法に関してのレジ袋の取り組みで、マイバッグの着ぐるみで消費者にPRするような活動を県と協力しながらやってきています。県・国などの行政は5年単位で法律の改正に伴った動きをされているのに対し、私達の活動は、動きが速いというか、目の前にある課題を解決するためにスタートダッシュをして、急に方向が変わったら変わった通りに即応できるのがNPOの良さだと思います。毎年10月にはマイバックキャンペーンを県がされるものと期待しておりましたが、昨年はないとの事で残念でしたが、当委員会では、現在、全労災からの補助金で使いやすいマイバッグの開発を行っています。チェーンストア協会がレジ袋を有料化という話が耳に入っておりましたので、スーパーさんは、レジ袋が有料化されとなれば、使い易いマイバッグを提案されてくると思います。その時に、できるだけ無駄がない方がいいということで、私たち達が使って良いと思うものをいくつか製作してきました。それをご説明させていただきます。

（大前万寿美）



・マイバッグ説明

『カサ袋で作ったもの』『スーパーのレジ袋の形のもの』『出かける時はコンパクトで荷物が増えた場合はファスナーが付いて広げられるもの』『若者向けのマスコットをキュッと押せば「レジ袋入りません」としゃべってくれるもの』など

有料化になれば必ず持って行く人は増えるはず。その時に、いろいろな環境活動をされている場で話合いを持たれる場合に、使いやすいマイバッグの流通が重要なポイントになってくると思います。

今、困っているのは、若い方がコンビニでよく買い物をされることに対してどうすればいいのだろうかという事。今、レジ袋辞退率がとても低くお勤め帰りにスーパーに寄ってお買い物されるお客様が多いお店の場合、レジ袋の辞退率は一桁違ってしまいそうな位の低さか10%以内になっている。きちんと取

り組みができているお店は 20%を越えるようなレジ袋辞退率を目標として、実際に実行されているスーパーさんもある。

有料化になった時に、マイバッグを景品につけようかなというケースが多くなると思う。消費者団体とすれば、前もって使

い勝手の良い物の提案をして、使われないマイバッグの増加を防ぐ対策が必要ではないかと思う。

司会（大前万寿美）

では上山さんに、イオンの環境活動について、そしてチェーンストア協会お立場から中央環境審議会の詳しいお話をしていただきます。



～ レジ袋発生抑制とイオンの環境への取り組み～

（イオン株式会社 環境貢献部部長 上山静一氏）

容り法に関しましては園田さんと一緒に中央審議会にでております。経済産業省の産業構造審議会でも容り法の見直しをしています。そちらの委員も努めておりますので、二つの審議会でどこがどのように違うのかについても後半詳しく報告したいと思います。まず、イオンの立場とチェーンストア協会の立場で二つの立場から報告したいと思います。本質的に物事を追求していくときには、「何故？」を3回くり返すと大体本当のことが見えてくると思っています。レジ袋の有料化をするという事を何故やるのかは、明らかにレジ袋の発生抑制（リデュース）をしようというのが目的です。何故、レジ袋の発生抑制（リデュース）をするのかは市民の人たちのマイバッグを持って買い物をするという風な行動に変えるということが目的。企業そのものも3Rに合わせた形で仕事のやり方を変えるということ。あるいは行政さんも仕事の仕方を変えるとうのが目的。例えば、廃棄物の会計基準が今2800の市町村バラバラですがこれを統一していく。これは行政さんの仕事を変えることになる。では何故、市民の方の行動を変えるのか、企業の仕事の仕方を変える必要があるのか。答えは地球温暖化防止に関して、具体的な行動をとって、子ども達、子孫にいい自然の環境を伝え残していくことが最終的な目標目的であります。だから、レジ袋有料化というのが目的でない訳です。従って、私の今日の話は、



最終の目的である地球温暖化防止に関して、企業が今やっていることについて報告したいと思います。当然、その中の中心の一つがレジ袋の有料化による発生抑制です。その辺がどういう位置関係にあるか前半お話し、後半は、中央環境審議会と産業構造審議会における審議の内容、この後の課題についてチェーンストア協会の立場でお話をしたいと思っています。まず、最初にイオンの具体的な地球温暖化防止に関する考え方であります。基本的に京都議定書の精神を尊重してその目標達成に貢献するということです。炭酸ガスの排出を削減する目標はいろいろあります。京都議定書が約束しているのは1990年度の水準のさらに6%下げた水準を2010年に達成するというのが京都議定書の約束。経団連の方針もあります。1990年度の水準を2010年に達成する。つまり6%下げる必要性がないということ。日本チェーンストア協会の方針は1996年度の水準に2010年にもっていけば良いということ。従って一番難しいのは京都議定書の水準目標でこれを達成したいということ。具体的には商品に関して二つの政策、お店を作る時に二つの政策。今日の本題であるレジ袋の削減を含んだお客様とともに行う発生抑制政策です。

地球温暖化防止（CO₂）削減に関する基本方針を説明（資料参照）

弊社の環境社会報告書がありますが、紙は、FSC という認証の紙を使っています。世界的にそのパルプを作る作り方が持続可能性のある森林経営をやったところから作られたパルプでお手元の紙は作られています。だから同じ一つのパルプでもいろいろな自然環境に関しても複数の意味を持っています。これが大きく一つの具体的な考え方です。具体的にどの様にするかということ、1990年度の水準をさらに6%下げた炭酸ガスの排出状態を2010年に作るということ、これはどんどん企業経営が拡大しているにも関わらず厳しい目標を達成する宣言をしている訳です。これをやるには本業による削減、商品の開発、お店の開発、お客様とともに行う活動などを現在すでに行っている政策をさらに拡大することと新しい政策を追加しています。

「地球温暖化防止（CO₂）削減に関する基本方針」を具現化することによる削減について説明（資料参照）

レジ袋について中央環境審議会と産業構造審議会に出席し、チェーン協議会の代表として意見を言ってきたエッセンスを説明（資料参照）

・1年半の審議会で前進したこと

再商品化事業者の入札にミスが入り、個々の企業の名前で落札の情報が全て開示されるようになった。

2800市町村の廃棄物の会計基準を統一しようとなった。

中央環境審議会の最終報告書の案には、大きく削減するために無料配布禁止の法的措置を講ずるという文書が報告書に明確に入りました。大きく削減す

ることがミソでありまして、冒頭言いましたようにどの程度の発生抑制を目標にするかによってやるべき政策が違う訳です。大きく削減というのはヨーロッパ並の7割位と言うのを私はずっと言い続けてきました。しかし70%という数字を最終報告書に入れることはできませんというのが役所の答えでした。だったら、同じように理解できるような言葉を入れて欲しいという意見に対して環境省が入れてくれたのは「大きく削減するために」でした。非常に抽象的ですが、2割削減できればいいと言うことではない筈ですから、5割以上削減するということになれば絶対の政策の選択肢の一つとして有料化を法制化しないと前へ進まないと思って最初の審議会でもそのことの意味を環境省に確認の質問をしました。議事録をみていただきたいと思います。今朝、来られた藤井室長がそれに対して私が期待している合致する回答をしてくれました。審議会の議事録は公のもので非常に重要な意味をもっていると思っています。一方で、経済産業省の産業構造審議会には非常に非常に不満をもっています。何故なら最終報告書に有料化をするということについてははっきり謳われているが、法的措置を取るとは書いていない。つまり、有料化というのは選択肢の一つだという表現になっている訳ですから小売店によってやらなくてもいいという風に判断できる訳です。全国の小売店の中でチェーンストア協会に95社加盟しているがこの売上は、全国の売上の10.6%です。全体の1割が有料化しても残り全部が無料になれば、それは絶対に続かない。やはり過半数以上の小売業が参画するということが必要だと思っています。報告書が2種類ですが、どのような法案になっていくのか注目して押していかないといけません。もし経済産業省の最終報告書をもとに法案が作られれば、私はレジ袋の発生抑制は進まないと危惧しています。もう一つの大きな特徴としてお父さんお母さんのやっている小さなお店をどうするかということですが、韓国の事例では売り場面積が10坪以下の狭いところでは無料配布禁止をしなくても良いというのが韓国の法律です。日本でも小さな規模の小売店は多くあり、最新データでは売場面積が50平米以下は58万店あります。日本の小売店の約半分になっています。環境省の最終報告書では50平米という数字は入っていませんが、小規模の小売店という表現で、その地方自治体やNPOなどと小売店が自主協定を結んで発生抑制に進みましょうという趣旨の最終報告書になっていて、半歩前進だと思っています。現在の容り法は、10年で1回の見直しとなっています。10年で1回の見直しでは、ものすごいスピードでの技術革新にはついていけないので、私たちは、3年~4年ごとに法の見直しをしてくれと言ってきましたが、最終的に5年ごとに見直すことに変更された。現実には、法の施行から5年経過して審議会は開催されるのではなく1年半前からスタートします。事実上、法の施行から3年半後に次の審議会が始まりますので、事実上、3年~4年ごとに見直しが行われるということは実現できたと評価しています。

結果的に地球温暖化防止に寄与していくということが大変重要な最終目的だと確認しておきたいと思います。

司会（大前万寿美）

環境を考えるためには、仕事の仕方・人事まで関係しているというお話は、とても新鮮で市民サイドではなかなか判り辛いことだったと思います。ありがとうございました。家庭プラスチックごみの中のレジ袋の占める割合 10%から 15%は、資料で付けさせていただいていますが、審議会で出された京都市の事例です。ここまで詳しいプラスチックゴミの分析を続けてやっているところは珍しく、京都議定書の関係で頑張っているんな取り組みをされている中の一つということで、市民が環境を考え行動を変える一つのツールとしてマイバッグ効果は大きいと私たちも思っていました。実際、分量的にも大変大きいことがよくわかる表になっています。では、次にヤオコーの根岸さん、よろしくお願いします。午前中、パネリストとして言い残したことも含めて、お話いただければと思います。

～ヤオコーの環境の取り組み～

（株式会社ヤオコー 営業企画室環境問題委員会事務局 根岸俊文氏）

ヤオコーの概要、いろいろなマイバッグの紹介があった。

マイバッグを持たれている方でもレジ後にポリ袋を沢山持っていかれる方もいます。ヤオコーのレジ袋削減についてご紹介いたします。

2005年の社会環境報告書があります。各企業が報告書を出していることについてのアンケートでは、専業主婦の56%が知らないと回答しています。ヤオコーでは2001年から発行し今回で5回目になります。これを各お店のサービスカウンターで配布しています。レジ主任の会議では、社内的にも2割程度しか読んでいないことがわかり、漫画や写真を増やして見ただけでもわかるように工夫しました。お客様にご協力をいただく前に、まず、社内で環境の勉強会を始めました。1回目は環境報告書の説明。2回目は、どうしてレジ袋を削減しなければいけないか漫画も入れすぐ読めるような資料にしました。小売業ですから、お客様にはご迷惑のかからないように、ライフスタイルの変化もあり、通勤のお客様はレジ袋を必要とされます。このことを従業員が理解した上で、ご協力いただけるお客様にはご協力していただくために作った資料です。やはりお客様のご協力をいただく前に、従業員の理解を得てないといけません。例えばレジ袋削減運動、リサイクルボックスの回収にも人手がかかっている訳ですから、どうしても人間ですから、何故こうしているのかわかってないこんな手間のかかる仕事はイヤだなという思いで働くことになってしまいます。こういう教育を続けていく上で、まずお客様との活動もありますが、従業員がわかってないことのショックがありまし



て昨年 1 年間は環境勉強会を中心にして理解を得ています。夏のキャンドルナイトのキャンペーンに初めて参加して、お店の方からも環境対策をやらないといけないと店長にもわかっていただけるようになってきて、一歩ずつですけれども前進したかなと思っています。エコバッグですが、私が持ち出して、女房も最近やっと自分のマイバッグを持ち出しまして長い時間をかけて繰り返しやっていくのが大事だとつくづくわかりました。

新店オープンの際にアンケートにお答えいただいた方に再生ペット 55%以上使っているエコバッグをプレゼントさせていただきましたが、オープンしてしばらくしてお店を見にいきますと、残念ですが、ほとんどのお客様がもたれていなくてレジ袋をお使いになっています。少し大きいものですから持ち運びが不便で中の加工からいくと汁物が出てしまい汚れてしまうのかなと思っています。環境報告書 11 ページをご覧ください。お買い物スタンプカードによるレジ袋の削減、右側はレジ袋を要らない方はこのカードを入れて下さいというカードです。その下が

スタンプカードです。トマトを題材にした元気君を 20 個押ししていただくとりサイクルティッシュペーパーと交換、40 個で 1 枚になりますが 200 円と交換、2 つになるとちょっと高めのお買い物袋を交換できます。40 個で 200 円の現金と交換される方が多いと聞いています。



お客様の声を紹介(買い物袋持参賛成です、今後も継続して下さい。お買い物袋への取り組みを続けてくださりありがとうございます。当たり前のことをして景品をいただけることに感謝しています。)

女子高生が環境報告書について勉強にきまして、スタンプカードを渡したら、「みんな大きいカバンを持っているので、その中に入れればレジ袋は必要ないと、それで 200 円もらえればと積極的にお友だちに紹介します」という話もありました。埼玉県のリジ袋削減運動の協力も呼びかけています。坂戸市で行ったレジ袋削減キャンペーンでは、景品を市で用意していただきました。そういうキャンペーンですと企業としても参加しやすい。レジ袋の軽量化では何年か前と比較すると 2 割以上薄くしています。昨年は原油高もありさらに薄くなっています。ただ、その分、弱くなったこともあり、卵のパックの角で切れたり、2 枚重ねしないと切れてしまうのではとの声もあります。リサイクル委託費は約 6300 万、食品トレイ、レジ袋で 95% を占めています。レジ袋がリサイクルされているということを社内的にも説明しづらい。難しいというのは、約 6300 万のうち 32% をレジ袋の再商品化に対して支払っているということ

について、社内的にも納得していただけない点です。若葉駅前のレジ主任にヒヤリングしています。駅傍のお店はレジ袋削減キャンペーンの効果があるという話でしたが、スタンプカードの交換が他の店より2~3倍多いそうです。坂戸市のレジ袋削減キャンペーンのお問い合わせも多い。地域的、立地的にも多少スタンプカード導入の効果がある店ない店があるのかなと思います。最後に、若葉ウォークでは今年も夏至の日にネオンサインを消しますので来店いただければと思います。

司会～ありがとうございました。社内的な努力を、埼玉県内の店舗展開でヤオコーさんはかなり身近にあるのかなというところでお話をいただきました。5年前にエコリサでチェーンストア協会さんとお話をさせていただいた時に、宮田がちょっと苦言をさせていただきました。「レジ袋いりません」と表現したことに対してだまってスタンプを押されると、私はケチくさくてやっている訳でなく環境が大事だと思ってやっているのできちんとお礼を言ってほしいと言ったことがあります。3年前までは、レジの方がご協力ありがとうございましたとできている店とできない店のバラツキがあったと思いますが、最近はどうなともご協力ありがとうございましたと言われていた状況だと思います。その辺がヤオコーさんの話の中で、社内の中で合意を取り付けるところからということが徹底されてきた結果なのかなと思います。行政のマイバッグキャンペーンが今年はこの話で、当然、ヤオコーさんと埼玉県といろいろお話されていると思うのですが、私たちと同じように感じてらっしゃると思いました。流通さん、メーカーさん、消費者団体とかできちんと同じテーブルについていくのが一番の近道なのかなと今のお話を聞いていただければと思います。

～消費者・活動団体の立場から～

(NPO 法人エコ・リサイクル連絡会副会長 園田真見子氏)

容器包装リサイクル法に関しては一昨年の7月から環境省、経済産業省、農水省でも検討がされています。環境省の中央環境審議会に廃棄物リサイクル部会がありまして容器包装リサイクル法に絞った審議をしています。10人位の方が(いつもの審議会メンバーに)加わって参加しています。審議会の内容は環境省のホームページに議事録、資料など報告されていて、中央環境審議会の廃棄物リサイクル部会は、18回からが容器包装リサイクル法の内容になっていると思います。議事録もでていきますので是非、国の審議会ではどんなふうな議論がされているのか見て欲しいし資料も見ていただきたいと思います。この度、最終報告書がほぼできました。最終まとめのための会議が1月23日



に開催され微調整をして最終的なものがまとまりホームページで報告されると思いますので、是非、見ていただきたいと思います。パブリックコメントも募集されますので積極的に意見を出していただければと思います。

審議会の委員として私も1年半参加してきた訳ですが、かなり長い議論の中で、主に発言してきたことの内容は、消費者の責任を発言してきたつもりです。何故、消費者責任を発言してきたかという今までの容器包装リサイクル法についてもそれ以外のごみ減量というテーマについても国の資料を見ても消費者責任という記述が割りと少なく、何となく避けられてきていると感じがしていてもう少しちゃんと消費者責任を入れて欲しいと言ってきました。ごみは環境のために減らさないといけないと思いますが、減らない要因として消費者の責任があるのではないかというのが私の考えです。例えば日本の消費者の傾向としては見栄えに拘って買い物をするという所があります。例えば缶詰や缶ジュースなどで少し凹みがあると売れないとお聞きします。それから買い物バッグや包装ですと印刷に滲みがあったりすると中身は全然問題なくても滲みがある包装では売れないと聞いています。商品の包装の5%位が常に消費者の手に渡る前にはねられて、ごみになっていると聞いています。また、過剰包装について必ずしも全ての消費者が求めているとは思いませんが、やはり見栄を張る消費者に引っ張られてお店でも、そうせざるを得ないような要因になっているのではないかと思います。

レジ袋につきましては、無料サービスだということで1枚でも多くもらおうみたいな意識の消費者がいるように思います。スーパーなどで買い物すると他の消費者がどんな行動を取っているか、ついつい目がいてしまいますが、やっぱりレジ袋を下さいとか、薄い袋もいっぱいにとって、そんなに必要かな思うほど丁寧に包んで持って帰る消費者の姿がどうしても気になりまして、やはり一つ一つの包装に価格、それも減量ということだけでなく、処理費用も含ませていくような方向性が大事ではないかと思っています。こういう観点から最終報告書を見てみますと、進んだと思う所の一つとしては、今日のテーマであるレジ袋の有料化が大きく進んだ所だと思います。直接の容器包装リサイクル法ではないですけども家庭ごみの有料化というものはっきり明記されています。

拡大生産者責任という言葉をよく議論の時に聞きますが、それはOECDという経済機構の中で集中的に議論されてガイダンスマニュアルができて、その中に書かれている手法です。フランスやドイツ、特にドイツの包装に対する対策が効果を上げたということで盛り込まれています。モデルになったフランスやドイツにしましても、拡大生産者責任に踏み切る以前の状態と言いますのは、家庭ごみは有料で、今の日本の有料化はせいぜい一袋40円から80円程度ですけれども実費分くらいは取る金額というのを聞いています。次のテーマとして拡大生産者責任がきているようです。消費者も生産者も非常に重要な役割を知っていると思いますし、中身を作るメーカーがどういう包装に入れるかを選ぶ人ですから、その人たちが処理のことも考えて選んでいくことが重要だと思います。

います。消費者も温暖化や途上国の問題も含めて、ボールペンを買うにしてもこの原料がどこからきているのか、資源の無駄づかいをしていないのか、さらに廃棄する時には、どんな廃棄になってしまうのか。その辺を考えながら買い物をする消費者になってほしいと思っています。そして、そういう風になっていくような施策を取っていくべきだというふうに私は思っています。家庭ごみの有料化が明記されたことも喜んでおりますし、レジ袋が具体的に有料化されるということが、かなりはっきり書かれていますので、しっかり実施してほしいと思っています。環境省の報告書には、レジ袋も単なるスーパーのレジ袋だけでなく同様の機能を持つ紙袋、百貨店やコンビニも入るようなことも書かれていますのでしっかりやってほしいと思っています。もちろん包装の実費分と経費を取った金額、その上で処理費も消費者に意識させるような形での金額を決めていただければいいと思います。何故、消費者なのに消費者の責任と言うのかと言いますと、やはり今までの考え方としましては、消費者というのはひとくくりにして保護されるべきもの、サービスを受けるべきものというふうになっていたのではないかと思います。戦後の物のない時代には、そういう考え方は自然だったかもしれませんが、これだけ物資があふれて物を満足に買える社会になった時には、やはり消費者の責任は大きいし、そこを問うような制度をやっていかないと本当に実効性のあるものになっていかない。そういった責任を消費者が意識することが、消費者の自立を促し、発言権も上がっていくと思っています。消費者の役割ということが、最終報告書にどう書かれているか読ませていただきます。環境省の文章では、発生抑制及び再使用の推進の項目にある文章ですが「消費者は容器包装を用いた商品の利用者、容器包装廃棄物の排出者として容器包装廃棄物の発生抑制・再使用を推進する重要な役割があるとの認識のもと、容器包装の使用量の少ない商品などの選択を行うことが必要である」と書かれています。各主体の役割分担という項目がありますが最初は市町村と事業者の役割しか書かれていませんでしたが、私だけでなく何人かの委員のご意見で、消費者の役割という項目も入りました。「分別収集・選別保管段階の質的向上を図るには、容器包装廃棄物を排出する立場である消費者の役割は大きい。消費者が分別排出を適正に行なわない場合には、市町村の選別コストを増加させるのみならず、他の適正に排出された容器包装廃棄物に汚れを付着させ、質の高い再商品化を阻害する。消費者は、これらの点に十分留意し、容器包装廃棄物の分別、洗浄、汚れが付着したものの除去等を一層徹底すべきである。次、少し、省略しますが、一番ここが大事だと思うのですが、「一方、市町村による分別収集・選別保管に係る費用について、納税者たる消費者が、その効率性や透明性について関心を高めることにより、市町村による分別収集・選別保管に係る費用の効率化を図ることが重要である。」効率ということだけでなく、市町村の財政の中でごみ処理費がどのくらいの割合を占め、可燃ごみにいくら、不燃ごみにはいくら、資源化のためにいくらかかっている費用対効果なども監視していったりリサイクルするのだけがいい訳でなく、ここはリユースした方がより効率的ではないかなど意見を上げていくことも納税者、

有権者としての関わりかたもこれから重要になってくると思います。

次に、経済産業省ではどう書かれているかといいますと、消費者による3Rの取り組みの推進というところで「消費者は、容器包装を用いた商品を購入し、消費し、分別排出をする立場にることから、容器包装の3Rを推進するためには、きわめて重要な役割を果たし得る立場にいる。商品を選ぶ際には、容器包装のリユースがなされている製品を選ぶほか、マイバッグの活用など、いわゆるグリーンコンシューマーとしての活動が期待される。さらに消費者の分別排出は、全てのリサイクルの始まりであり、リサイクルの質の向上のためには、リサイクルにおける原料の供給者として、消費者が容器包装廃棄物の適切な分別排出を行うことが重要である」と書かれておりまして、私たちエコリサでも、グリーンコンシューマーという活動をずっと取り組んでいますが、その考え方が盛り込まれたと言う風に感じています。容器包装リサイクル法全体をみると、まだまだ不十分な点を感じておりまして、特に、事業者の自主回収、リターナブルの回収が少しは前進するとは思いますが、やり易い制度になってないと思います。いろいろ問題はあると思いますが、書かれていることがちゃんと実施されればかなり進むのではないかと思います。そこで市民の意識も変わり、より積極的に市民も参加していくような循環型社会にしていきたいと思っています。

～意見交換～

Q～ダンボール節約効果でリターナブルコンテナが使われているとのことですが、素材は何ですか。重くなるのではという懸念があります。大変になった点なども教えて下さい。(イオン様へ)



A(上山さん)～素材のポリプロピレンが何%とかというデータは今ありませんが、基本的に軽量化はものすごく進んでいます。軽量化しないと何万ケースも使いますので重くなるということは絶対に避けないといけないので、軽量化は徹底的に追及しています。リターナブルコンテナは運ぶ時に使って、そのまま売り場に出しています。商品に移し替えるという作業をしないということを前提に設計していますので軽量化が一番重要なファクターです。リターナブルコンテナの導入の売り場を雑貨にも広げようとしています。大きな課題は水産で、水を扱う商品を運ぶ時にも使えないかを実証実験しています。今店頭で回収しているものは、商品の素材に使います。資材には作り変えていません。商品を作ってトップバリュー共感宣言というブランドでお客様に提供しています。程

度がまだまだ弱いのでもっと拡大しないといけないと思っています。環境にやさしいから私この商品を買いましたというお客様はわずか 5%しかいません。残りの 95%の方は、価格がリーズナブル、テイストが自分にあっている、デザインがいいとかでお買いになっている。後で気づいたら、素材がリサイクルであったという購買行動が 95%です。環境という価値だけでは商品は広がらない。環境ともう一ついるという商品開発が重要ということです。

Q ~ リターナブルコンテナは、店頭で回収されているトレイで作り変えたものではないということですね。(イオン様へ)

A (上山さん) ~ プラスチックです。店頭でプラスチックは回収していません。トレイ、紙パック、ペットボトル、アルミ缶、スチール缶を店頭回収しています。

司会 ~ 強度との適用のことで、私たち市民が考えるほどリサイクルのものを使うのは、まだまだ研究の過程。だから、生産者だけでなく、容り法でもメーカーさんも巻き込んでやっていかないといけないのではないかと思います。

補足(上山さん)日本の社会でのリサイクルでは、衣料品に関してはほとんど進んでいません。リユースで古着を着るとかの文化はありますが、リサイクルは技術が低いもので、リサイクルしてもユニフォーム程度にしか戻らない。いいことですから名前を言っていていいと思いますので、2年前に帝人さんが開発されたすごい技術がありまして、99.99 という 9 が 4 つ並ぶ純度のナフサに戻るといって技術を開発しました。これですと一度リサイクルして商品を作り換えて、もう一度リサイクルするという循環が重要で、計算上は十数回回り、バージンの石油を使うのは、ほんの少しでいい画期的な技術が開発されて、それをもとにイオンと組んで、衣料品の回収をセルフサービスというエコショップでやっています。そして、帝人さんの技術と一緒に衣料品のリサイクルをする。ファッション衣料まで使えるようになってかつ、ユニフォームの場合一度リサイクルすると、もう一回は純度が低いのでリサイクルはできない。新しい技術の開発をメーカーさんがされたことと、小売業はお客様と直接接しておりますので、この 2 つが掛け算になることが非常に価値があると思っています。大変重要なことなので、あえてコメントさせていただきました。

Q ~ 16・17 ページの京都市の組成調査の条件が不明ということについて質問。京都市のごみの収集がこういった状態かという前提で組成がでてくる。例えば、東京 23 区の組成分析をみるとプラスチックは入っているがポリ袋はそんなに入っていない。だから、前提条件として、そういったデータというのが前提で公表されているか、ということを理解しないで、ただ単に活用されているというのは、いかがなものでしょうかということです。

A(大前さん)~私たちが考えている以上の率だったので、驚いたせいで資料として添付しました。中央環境審議会に資料のみで出てきたので、実際今おっしゃったことは、大切なことだと思いますので、さっそく、また京都市役所に質問し、今日の報告書が1ヶ月後くらいにできると思いますので、わかったことはお知らせさせていただくということによろしいでしょうか。

*補足：京都市環境事業局循環型推進課の三浦氏にお尋ねしたところ、「収集区分は可燃不燃の混合型です。毎年12%~14%台の結果が出ていますが、プラスチック類の細組成なので、家庭ごみ全体から見ると乾重量比では2%程度あり、大きく傾向が毎年異なっているとは捉えていません。」とのご説明でした。

司会~台湾・韓国の報告について違和感があるということですが、違和感の具体的な点についてご説明いただけるとお答えされやすいと思います。

質問者補足説明~補足説明が前後しているのだと思います。私も韓国に3回ほど行って、言われている内容はほぼ理解しています。例えば、最初のデータの出し方からすると、小規模10坪以下は免責とかなっていますが、後になってデータが出てきます。僕らも最初ソウルで買い物して「お宅では、袋の料金を徴収しないのですか」ととぼけて聞いたこともした。デパートでは有料。同じくデパートでも名前を入れなければ無料扱いになるなどの前提条件もあるので、丁寧に説明した上でなければ事情を知らないとなさうなのかと思う。韓国は言葉を変えると密告制度です。ソウル市では、現行犯で写真をとったことがわかれば、申告した人に報奨金がでる制度がある。台湾もそれに近い制度があります。それぞれの国の特徴を理解した上で、事情の知らない方々にわかるように説明していただかないと、日本でもできるのではないかという単純な発想になりがちという意味です。

A(上山さん)~おっしゃる通りです。韓国の情報を審議会でも報告した目的は、韓国の場合は法律で無料配布禁止と定めただけでは、発生抑制にはつながらないという事例。日本で密告、申告、報償制度というやり方が妥当かどうかは、まったく別の論議であり、そういう方法が良いと思わない。審議会で言っているのは、法律で定めることに加えて地域ごとの市民と行政と小売業のコラボレーションの連携する組織を作って、その地域の市民の納得いく行動をしないと発生抑制は進まない。法制化されれば、これで問題は解決するという前提で話をされる人が結構多いが、絶対違うと思います。法制化と言っても、あっちこっちのお店が無料でレジ袋を渡すということを多分すると思います。消費税の時がそうです。私の店は消費税取りませんとやって、お客様により多くてほしいとやっている小売店は、かなり今でもあります。消費税でもそうですからレジ袋は絶対そうです。そうすると本来の目的の発生抑制は進まないとなると、

やっているところが社内から突き上げられてやめてしまうということになります。一度、挫折をした社会というのは、もう一度立ち上げるのはものすごいエネルギーが必要ですから、法制化と各地域ごとの問題解決をする組織体を作って動かす2つが要るということを審議会でも強く言っています。私は絶対間違っていないと思っています。

司会～先ほど、園田の方からも消費者の責任ということで環境のことを考えて買い物をしていかないという部分が、市民を地域で組織化してその法律を活かしていくのだということになると思います。

Q～29ページの「家庭ごみプラスチック系の10～15%を占めるレジ袋の発生抑制をはじめ」という10%の出典はどこかということだろうと思いますが。

A(上山さん)～審議会でも共通認識している数字です。京都市の場合はその中でも格段に高い15%という報告があります。これは高槻先生のデータです。京都市の数字は全国レベルの平均数値よりも高い。いずれにしても、10、15という数字は、家庭から出るプラスチック系のごみの容積比からいくと第1位という所にミソがあります。何故かということ、このレジ袋の発生抑制の論議をして必ずあるのは、何故レジ袋だけだとう話になります。他に廃棄物はたくさんあるじゃないですか。どうしてレジ袋だけ集中的に論議して特別扱いするのですか、という論議が審議会でもあります。他の廃棄物も含めて同時並行で問題解決できれば問題ないが、どっかから風穴を開けると言うことが必要でしょうということで、一番容積比が高いのがレジ袋。象徴的な意味になっているが、レジ袋やってそれで終わるという話でなく、入り口だということです。私も市民の1人ですが、レジ袋に関して癖付けをしないと他の廃棄物に広がらない。10%は審議会の数字ですが、第1位の容積比の高いものをつぶしていこうという意味です。

Q～エコライフデーとキャンドルナイトへの取り組みと今後の取り組み方針は

A(根岸さん)～エコライフデーには残念ながら手が回ってない状況です。キャンドルナイトは、チェーンストア協会さんからずっと依頼もありまして、レジ袋削減ではありませんが、象徴的な内容であることと、スイッチ一つ消せばいいという話もありまして、お店にも負荷がかからない。社内的な環境意識を高めるのにも象徴的であるかなと思い、実施の判断をしました。

司会～キャンドルナイトは社内意識のアップということでも効果がありそうなので、続けていかれる方針ということで理解してよろしいでしょうか

Q～若葉ウォークで12月22日だったと思いますが、市民活動センターからキ

キャンドルナイトをやって、相当効果があったと報告を受けています。次に、店全体を巻き込んで、何とかできないものかという意見がでていたので、今意見を聞いておきたい。

A（根岸さん）～昨年、社内でも全体でも、という話もあったが、時間的な準備不足があって単体で実施。時間の連絡や呼びかけの時間をとらないまま、単体で実施しました。ショッピングセンターも増えているので、他のテナントさんも巻き込んでできたらという考えは持っています。

Q～エコライフデーについてのイオンさんの取り組みはいかがですか。川口環境市民会議が1日だけ環境家計簿に則ったチェックを実施しています。環境省に報告され、賞を与えていただき、川口市民会議の方式が今、川口市だけでなく埼玉県全部に波及しようとしている状況です。そして、埼玉県に負けてなるものかと、それぞれの都道府県でも実施をしようという取り組みがでてきています。環境家計簿の1日版ですが、環境家計簿という思想をマイナス6%に符号させるような形で政府が動き出している。その動きに対して、イオンさん、ヤオコーさんはどうお考えになっているのだろうとお尋ねした訳です。その動きとは違いますが、CO₂削減に多いに関係のある100万人のキャンドルナイトが夏に1回、冬に1回あり、それぞれの実証を捉えて、ヤオコーさんのお考えはお示しいただきましたが、イオンさんはどのように店舗展開されるか。会社として、どのような方針で取り組まれていくのか、お伺いしたかったのです。

A（上山さん）～チームマイナス6%運動には参画しています。六つメニューがあり、三つは選んで具現化しています。今、おっしゃったような意味でのエコライフデーは、今やっておりませんが、価値は理解できます。今やっているのは、チェーン協を動員して、ノーレジ袋デーの徹底をやって、効果を共感、確認してなるほどと思わないと続かないと思っていますので、そこに絞っています。キャンドルナイトは夏バージョンについては一昨年から継続して実施しています。来年もトップに実施の提案をしたいと思っています。

Q～イオンさんの環境社会貢献書に容り法の委託金について記述はありますか。2004年度の委託金の金額は。

A（上山さん）～ホームページでは情報開示しています。2005年度のイオン単体のリサイクル義務委託料は、10億9000万です。イオングループ全体では、18億8000万です。一般の多くのスーパーマーケットさんは、レジ袋とトレイで義務委託料の約8割を占めていると思います。イオン(株)の場合はそれだけでなく、100%イオンが設計図を書いて、その通り作って、100%イオンの責任で販売することをプライベートブランドといいます。それに対して、メーカーさんが作ったものをセレクトして仕入れるのをナショナルブランドと言い

ます。ナショナルブランドの場合は、メーカーさんが製造という観点において義務委託料を払う訳です。プライベートブランドは、小売業であるイオンが製造も委託し、設計図も全部書いて、責任は全部イオンにあります。この場合の製造という意味での義務委託料は、イオンが払わないといけない。そのプライベートブランドの比率がイオンはものすごく高く、10億8000万になっており、半分くらいがプライベートブランドの義務委託料であり、半分くらいがレジ袋とトレイを中心にした資材という構成になっています。課題は、ものすごい勢いで上昇している一方の問題があることはありますが、我々が思っているのは、義務委託料を構成する透明性の方が問題であると思っています。誰がいくら払っているのか考えても、まったく情報が開示されていないと無意味で、情報を開示すべきと言いつけている訳です。最終報告書にはやろうということにはならなかったことは不満ですが、継続して問題提起していきたいと思っています。

Q ~ 2003年に、レジ袋やめられますかということで、アンケートをとりました。レジ袋もらうのを止められない理由として、その中で万引きと間違えられるのではないか。他の店へハシゴができなくなるなどありました。お店の方は、大体見れば万引きかそうでないか、わかるとおっしゃっていただきました。その中で、ロールポリ袋を人がカラカラと取っているのを気になってしょうがないというのが、お答えの中にありました。イオンさんの場合も断った時にスタンプを押して下さるのもあると思いますが、CO₂削減からいきますと、マイバスケットは車社会対応のものですよね。自転車とか手提げで持っては歩けないので、CO₂削減することを考えるとベリーグッドなのかどうか、一つ疑問にあります。実家に帰って使いましたら、精算済みということでポンポン袋に入れてくださり、20枚くらいのロールポリ袋をもらってしまい疑問に思いました。レジ袋は1枚10円くらいだと思いますが、ロールポリ袋にも重さと値段もあり、廃棄するには費用もかかりますので、サッカー台に置いたり、むやみと入れていただくのも規制していただきたいと思います。お店の方が自発的にケチだと思われるから置かないのではなく、サービスと思って置いてらっしゃる部分もあるとは思いますが。カラカラとポリ袋を取っている方に、どうしてそんなに取るのと聞いたら、明日PTAの活動があるからこれに入れてみんなに渡す。犬の散歩の時に糞を取るのに使うからもらっていくなどありますが、そういう人のためにそういうことをする必要はないと思います。私たちもレジ袋に拘って活動してきましたが、草加市のあるスーパーさんがスタンプカードを廃止したら、今までスタンプカードで100円の換金をしていたような方に限ってもう1枚下さいと言ってくるようになったそうです。娘に信じられない話と言いましたら「お母さん単純ね、他のお店でもらえない分のゴミ袋をそこのお店でゲットしてくるんでしょ」と言われました。そういう消費者もいるので、お店の方は濡れているもののためにポリ袋を置いてるのかもしれませんが、お客さんは、ちょっと漏れているような商品は買わないで置いていきますよね。それは袋に入れる必要がないものですよね。だからロールポリ袋というものが

果たしてどの程度必要なものかどうかもう一度確認していただきたいと思いました。

A (上山さん) ~ おっしゃることはよくわかりますが、ロールポリ袋をお店からなくすという選択肢もあり得ますが、店舗の段階で判断はできません。いろいろなお客様がおられて絶対必要であるということできなくした場合、最先端のチェッカーの子に苦情がきます。彼女たちは何も悪くなく、そこに怒っても困りません。重要だと思っているのは、その地域で消費者と行政と我々が一緒になって市民の方に納得するというアクションをとって、そのメニューの一つに入れる。そうすると現場は動けます。現場の判断では、なくすことはできませんので、一つの会社だけでやるのではなく、一定の組織を作って動かさない限り、絶対良くなりません。キーワードは、地域の問題解決力だと思っています。そこに小売業としても参画したい。チェーンストア協会としても、重要な方針として考えています。一言だけ申し上げますと、レジ袋を有料にした時に代金をどうするのですかという話が必ずあります。明確に審議会でも言っていますが、レジ袋を商品としてお買いになった代金の場合、商品の売上代金とは別ですから、基金にするという案もあって、一つの独立した管理状態にして、環境保全活動に使います。使った内容はいろんな形で報告し続けるということが前提です。誤解があってはいけないと思いますコメントさせていただきました。

Q ~ ポイントカードにしないで、その場で5円に換金できないか、あるスーパーさんをお願いしましたが、レジの中で打つナンバーがないと言われました。

A (上山さん) ~ レジのシステムを変更しないとできませんが、いろんな方法は可能です。しかし、店ではできません。本社が決めないといけません。本社は地域の人たちと一緒に何かをするという大きな動きの中で決めます。今まさに日本の社会は機運が盛り上がっています。絶対このタイミングで発生抑制しないといけません。一遍失敗したら二度と立ち上がれないと思う。無料配布禁止でない形での法案になったら、絶対に反対すべきである。つまり有料化だけを方針にして店が選べますとなるようなことは絶対駄目で、全ての店が守らないといけません。是非、一緒に共同行動をとっていただきたいと思えます。

司会 ~ 消費者団体の責任が問われたかなと思います。

Q ~ 地球温暖化防止のことで、京都メカニズム活用でオーストラリアでユーカリの植林事業をやってらっしゃるということで、土地にあったもので植林してらっしゃると思いますが、ユーカリは、肥料を吸い上げたりして、その後何も生えなくなるなど環境に良くないと聞いていますが。

A (上山さん) ~ 全て調査して実施しています。50年期間の事業で、1万haという広大な敷地に1年目に1000haを植えて、10分の1ずつ植えていきます。日本と違って物凄い勢いで成長していきます。10年たてば13mの成木になります。1年目に植えた1000haを11年目に伐採してパルプにします。その後にもう一度ユーカリの苗木植えます。これをくり返しくり返しやることです。それが可能な土壌になるということを前提に土壌の管理をしています。私も現場に行って技術的なことを確認しています。

Q ~ 毛呂山町にごみ減量検討委員会がありまして、ヤオコーさん、いなげやさん、ライフさんも入っていただけていますが、会議にはきていていただけていません。地域の方と一緒にってというお話は先ほどありましたが、聞きたいことがたくさんありますが、来ていただけないので、名前だけ行政の方に入っているというだけで、寂しい思いをしています。ヤオコーさんの長瀬の店舗でお話を伺ったりもしたが、わからないというお話だったものですから、通知などいきますので、是非参加してほしいと思います。

A (根岸さん) ~ 同様のお話は何十件もきています。できるだけ参加はしたいのですが、現在は手が回らない状況です。外部の方のお話も聞きたいのですが、まずは、社内の従業員の環境意識を固めたいと思っていますので、ご了解をいただきたいと思っています。

Q ~ 各店舗の店長さんの仕事とは。

A (根岸さん) ~ お答えには詰まる質問です。現状は、先ほどの理由でご了解いただきたいと思っています。

Q ~ いろいろスーパーに行ってお話を伺いますが、店長判断ではないみたいですよ。目線が別の方向にいきます。目線が本社の意向みたい。地域のお店に伺ったことが、本社に伝わりフィードバックされてくるのか。あるいは、そういった権限まで店長の裁量まで任されているのか。私たちにはわかりません。先ほどのお話からすると、店長には裁量権はないように伺えますが

A (上山さん) ~ どのような内容のものかによって答えが変わります。先ほど申し上げたのは、売り場でロールポリの袋を我が店は撤去しますということ。店長は決めることはできません。これはイオン全体の方針の中で具体化するということです。地域で会合があって出席するかどうかの判断は店長です。何がという主語で当然答えは変わります。

Q ~ 本を出す時にレジ袋について考えるというのをスーパーの店長、行政、市民と話し合う会をもちましたが、店長の率直な意見として、売上などに追われて

いるので本社の方へ言って下さいと言われ、本社にお願いしてきていただいていたかなり情報を得ることができました。一つの方法ですが、一斉に葉書などをお願いをする時に、着くか着かないかの状態の時に電話を入れて、どこか一つ考慮しますと言って下さったら、そのことを他のお店にも流すと風穴が開いて呼び込むことはできます。レジ袋などの判断は店長ができないことは承知していますが、お店の現状とか伺うことはできますのでお店の方とお話することも有益なことです。店の素晴らしいところのPRの時間も保障した上できていただくようにすれば、絶対きていただけます。根回しがある程度必要で、お店のこの素晴らしいところを言っていただきたいというと、それだったら言えるかなと思って来てくださるとう部分もあります。PRということで来ていただくというのが、話し合いの場にお互いが着けるといことなので、お互いが話し合いの場につけなかったら何も一歩も前進しません。ですから、いろいろ店長と話をしてみても、裁量がなく、お宅のお店から発信するのっていいじゃないですかと言ったら、もう勘弁してくださいという店長もいて、店長さんに決定をお願いすることは、大変なことだとわかりました。先日は、ある本社の方に参加していただいて、ノーレジ袋デーのいきさつなど話していただくことによって、他のお店の店長さん、次長さんも日常業務で忙しいくて吸収できないことも、場を変えることによって理解できることもあるようで、お互いに有益ではないかと思えますので、知恵を絞って絶対に来させてみせるということをやってみてはいかがでしょうか。

司会～買い物ガイド作成では、スーパーの店長さんのご協力なしにはできないものですから、今のアイデアを参考にして下さい。ヤオコーの根岸さんも今回こちらに参加していただくのもご無理をお願いして1日とっていただいた。市民が頑張るとい部分では、会社の方針の決定部分に働きかけを、本社に対してやっていかないと、なかなか現場は難しいのかと思います。

Q～行政との話には何うようにしているが、消費者団体との話にはちょっと遠慮するようにしているとはっきりおっしゃっている。こういう情報を出すからきてくれるなどの交渉も必要だと思います。

Q～レジ袋の有料化の方針に関して、憲法上の問題について、それぞれの立場として、それに対して反論があるということも配慮していただかないとかがなものかと思う。憲法の職業選択の自由で、お店が道路にはみ出して物をおくことは、道路交通法違反になるが、つきつめていくと憲法論争になる。有料化するという話は独禁法以前に憲法問題になる。議論の場を設けて、お互いに垣根を乗り越える工夫をしていかないと一方的なのは疑問です。

A(上山さん)～審議会の委員の中には、憲法や法律の専門家もいます。先生のコメントを聞いていると、憲法の営業の自由に抵触する可能性ありという話が

出た後に、チェーンストア協会からレジ袋有料化の法制化をすべきだと後から出した。従来ノーと言っていたところが、自分達がやりますと言う意見ができたことは、憲法の営業の自由に抵触することに関しては、柔軟な対応をしていかなければならない可能性もありますよというコメントに変わった。だから、審議会では答えは出ていません。憲法の営業の自由に抵触するから法制化はできないということだけでなく可能性がまだある。独禁法の談合の可能性ありということで解釈が、環境省と経済産業省とは違います。論議は審議会では行っています。最終的には、1年半の時間切れで最終報告書になろうとしています。最後のパブリックコメントを求めることになっており、そこでもう1回いろんなセクターの方が意見を言うていただくことも必要かなと思っています。それを受けて法律案を作っていくのが3月だと思っています。

提案 ~ 北本市のゴミ減量市民会義に所属しています。お買い物袋ですが、北本市では、自分の袋を持っていこうと他のスーパーの袋でも全部OKです。持って行くと時に、一度お買い物をして他のお店にまた入れていくと気になるというお話がありましたが、一度お買い物をして忘れ物があり、レジにもう一度戻るという場合もあります。もしそれが心配であれば、お店のテープを袋に貼って下さいとお願いしていきます。隣のお店でも同じことをして同じ袋で間に合わせています。ですから、あまりその辺は心配しなくてもいいのではと思いました。

Q ~ 環境報告書などたくさん見っていますが、環境報告書が社会的責任という報告書に変わってきた時、一つには研修をどの階層にどの位の時間をやったなど、企業からするとコストになるわけですから、コストパフォーマンスをきちんと環境報告書に入れて、他の企業との差をつけていく項目にしたらいいいと思います。研修をしたという表現は、誰にどの位というのはわからない。やっていくことによって、選択して効果を計っていくという意味では、その過程の数字も出していただくと他の企業さんとの比較にもなりますし、見ている方は割とこういうところやっているんだとわかることもありますので、何か検討した方がいいと思います。もう一つは、団体から呼ばれていくのはカウントしにくいと思いますが、例えば、ごみ減とか市町村の審議会や委員会の中に委員になっていることは、社会的責任を果たすということでカウントして、環境報告書に入れるべきだと思います。社会環境報告書も発展途上過程で、みなさん試行錯誤されていて、難しいのがいいのか、やさしいのがいいのか、どの階層に配布すればいいのか、試行錯誤中だと思いますが、社会的責任報告書になったことは、社会的責任として行政機関の委員をどのくらいやっているとか、何回出たとか評価しないと、社長さんにこれは意味があるんだと評価してもらえないし、コストも割いてもらえないのではないかと思います。店長さんやレジの主任さんのレベルを上げるという意味でも、役割を果たしていくとか、回数を出していくとかは、単なるコストでは無い筈で、そういう試行錯誤もあっていいとい

う気がしています。

Q ~ マイバッグたくさんいろいろできていますが、下げるだけでなく背負ようなものはいかがでしょうか。閉めた時に背負えるようにすると年寄りにはいいと思います。

A (上山さん) ~ イオンの社内で来週の月曜日にトップに容り法の最終報告をして、イオンとして何をするのか提案をします。一つはマイバッグの商品開発を専門集団にさせないと駄目です。イオンでは、スタンプカードの交換商品として実施。商品開発のメンバーが時々はアドバイスをくれますが、メインでやっているのは私のスタッフです。私は環境社会貢献部で社長のスタッフで、商品開発のプロの集団とは違う訳です。今回、容り法で発生抑制をすることになったら、マイバッグの価値をもっと上げて毎年新しくデザインを変えて、より多くの人、特に若い人がマイバッグを使おうというインフラを作らないといけない。それから風呂敷をもっと前面に出すべきだと提案しようと思っています。いろんな機能をもち、マイバッグ自体が欲しいと買い物に来られるくらいのものにしないとインフラにならないと思っています。おっしゃることがイオンでできるかどうかわかりませんが、一つの機能としては検討すべきテーマと思っています。

Q ~ ボルダールは環境に考えた町でやられていますが、学生さんはショルダーバッグをもってスーパーに行き、それに商品を入れて帰ります。視覚障害者のガイドヘルパーをやっています。視覚障害者は白杖を持ち、片方で手を繋ぎ、背負います。マイバッグというのは、ある意味決まったものでなくて、その環境で使えるものがマイバッグです。だからどこのスーパーさんがどういうものを作るとかそういうものでなくても良いと思います。

A (上山さん) ~ おっしゃる通りです。ご自分のバッグが良いです。けども、より多くの人に行動を変えてもらうためには、メニュー多く揃えた方が広がる確立が高い。私はとにかく風呂敷でいいと言っています。

司会 ~ ありがとうございます。まだまだ言い足りない方もいらっしゃると思います。今日の意見交換を参考にさせていただいて、法制化までパブリックコメントのチャンスはあると思いますので、消費者、NPO の意見を伝えていきましょう。また、5年毎の見直しという意味では、今年は、家電リサイクル法も改正作業に入りますが、消費者の関心が薄いように思います。きちんと考えて意見を伝えていくこと、循環型社会の構築には法律による仕組みづくり、仕掛けがとても大切です。ご一緒にやっていければと思いますので、よろしく願います。

容器包装リサイクル法(容リ法)見直しの最終案がこのほどまとまった。見直しを進めた経済産業、環境両省は、レジ袋の減量策や、ごみ分別を実施している地方自治体の負担軽減措置などを盛り込んだ。ただ、流通業界でも賛否が分かれた「レジ袋の有料化」は法律による義務づけが見送られ、大幅な削減を実現できぬか不透明だ。(豊田千秋)

水切り札

国内の年間使用量が約300億枚とされるレジ袋は、プラスチック製容器包装ごみの約10%を占め、有料化は「み削減の切り札」とされてきた。

両省の審議会では、有料化の是非について議論が重ねられたが、結局は憲法で定める営業の自由に触れる恐れがあるなどとして、法的な義務化は見送られた。有料化に代わる削減策として、国は小売業者に、レジ袋の使用量に関する報告を求めることとした。前年度より使用量が増えるなど、削減努力が不十分と判断した場合は、事業者名の公表や警告、命令を行い、罰金も科せようとする。事実上、削減を義務づけることで、業者自身が自主的に、削減効果が期待される有料化に移行するよう誘導する狙いがある。

水反発

最終案が公表された翌日の1月24日、大手スーパーなどの業界団体、日本チエ

「レジ袋有料の義務化見送り」

1/3 読売

容リ法見直し最終案



レジ袋の削減が、ごみ減量のカギを握っている(東京・渋谷区のライフ渋谷東店で)

ごみ減量

効果は？

「レジ袋有料化は、義務づけを前提に、有料化に賛成してきた

「レジ袋有料化は、法律による義務づけを前提に、有料化に賛成してきた

「レジ袋有料化は、法律による義務づけを前提に、有料化に賛成してきた



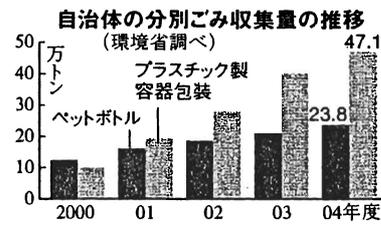
「レジ袋有料化は、法律による義務づけを前提に、有料化に賛成してきた

「レジ袋有料化は、法律による義務づけを前提に、有料化に賛成してきた

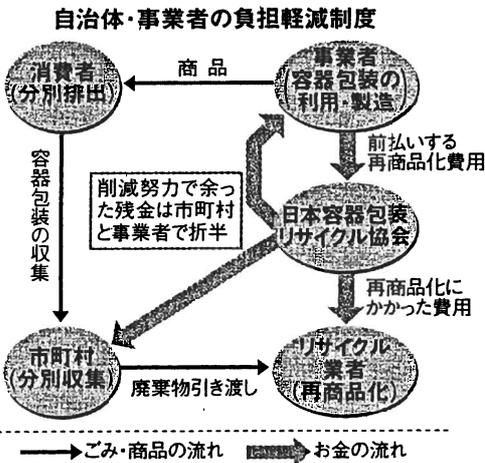
「レジ袋有料化は、法律による義務づけを前提に、有料化に賛成してきた

水無料で

「レジ袋有料化は、法律による義務づけを前提に、有料化に賛成してきた



「レジ袋有料化は、法律による義務づけを前提に、有料化に賛成してきた



容器包装リサイクル法見直しの最終案骨子

- ▽レジ袋有料化は、法律による義務化を見送り。レジ袋を減らすため、年間使用量の報告を義務づける
- ▽ごみの削減が著しく不十分な事業者に対して、警告・公表・命令などの措置のほか、罰金も科せられる
- ▽容器包装ごみの分別徹底などの自治体の取り組みと、消費者への働きかけなど事業者の取り組みの双方によって、リサイクル費用が低減した場合、その低減分を双方で折半して受け取る
- ▽現行は罰金50万円以下となっている。再商品化義務を果たさない「ただ乗り事業者」の罰則を強化し、罰金の最高額を引き上げる

容器包装リサイクル法 1995年に制定され、ガラス瓶とペットボトルを製造・販売する企業は97年度からリサイクルの義務を負った。2000年度からは、紙やプラスチック製の容器や包装も対象となった。メーカーや小売業者は、日本容器包装リサイクル協会に、容器包装の使用量に応じてリサイクル費用を支払っている。同法は、施行10年後に見直すよう定められており、環境省は今国会に同法改正案を提出する方針だ。2007年度の施行を目指している。

「レジ袋有料化は、法律による義務づけを前提に、有料化に賛成してきた

「レジ袋有料化は、法律による義務づけを前提に、有料化に賛成してきた

「レジ袋有料化は、法律による義務づけを前提に、有料化に賛成してきた

「レジ袋有料化は、法律による義務づけを前提に、有料化に賛成してきた

「レジ袋有料化は、法律による義務づけを前提に、有料化に賛成してきた

「レジ袋有料化は、法律による義務づけを前提に、有料化に賛成してきた

「レジ袋有料化は、法律による義務づけを前提に、有料化に賛成してきた

「レジ袋有料化は、法律による義務づけを前提に、有料化に賛成してきた

第 3 分 科 会

「京都議定書簡単クリヤー、省エネ・新エネ活用術」

会場：603・605集会室

時 間	内 容
13:15～	開会・スケジュール説明
13:20～	省エネゲーム「なるほど納得ものぐさ省エネ術」 コーディネート NPO法人足元から地球温暖化を考える市民ネットえどがわ 山崎求博 氏、大栗ひろみ 氏
15:00～	(休憩)
15:10～	講演「自然エネルギーの種類と活用」 NPO法人埼玉エコ・リサイクル連絡会 外谷富二男 氏
16:00～	質疑・意見交換
16:25～	まとめ、閉会

第三分科会では、「京都議定書簡単クワイヤー、省エネ・新エネ活用術」をテーマに、省エネゲームと講演を行いました。

第一部では、省エネゲーム「なるほど納得ものぐさ省エネ術」を7~8人のグループに分かれて、300万円のお金を使って家の中の設備や家電製品の買い替えを行い、どのくらい排出ガスや排出エネルギーを減らすことが出来たかを、答えの表を見て計算し、南の島の海面上昇をどれだけ抑えられたかを、グループごとに発表しました。コーディネーターは、NPO 法人足元から地球温暖化を考える市民ネットえどがわの山崎求博氏と大栗ひろみ氏に担当していただき、各グループにコメントしてもらいました。

まず、買い替えの槍玉にあがったのは、冷蔵庫です。一日24時間電気を使えばなしで、今の冷蔵庫は省エネだとみんなが思っていました。それから、雨水再利用設備・ソーラーシステム・エアコンの省エネへの買い替えと、色々出た意見を実行していったら、300万円を超えてしまいました。またやり直して、何がより省エネか、何が効果的かをみんなで話し合い、やっとのことで決まりました。そして、排出ガス量や、省エネ度がどうだったかを表をもとに計算しました。



私たちのグループでは、28パーセントの省エネでしたが、どのグループも20~30パーセントの省エネ効果がありました。効果的に行えば、40パーセントの省エネが可能なゲームです。とても面白く環境エネルギーコストの検証が出来、楽しかったです。また、300万円を一気に家電に投下できるなんて、現状では考えられないことで、かなり使い出がありました。

エコ・リサでこのゲームを用意してありますので、今回参加できなかった方もこのゲームを試してみてください。



第二部では、「自然エネルギーの種類と活用」について、エコ・リサの会員でもあるワーカーズショップ・エコテックの外谷富士夫さんに講演をしていただきました。

自然エネルギーとは、世界的には再生可能（RENEWABLE）エネルギーと言い、太陽光・太陽熱・風力・小水力などが該当します。日本では、政府は、新（NEW）エネルギーという言い方をします。ここには、廃棄物（発電・熱利用・燃料製造）も含まれます。市民団体では、再生可能という考え方です。

再生可能エネルギーは、その日の光や風なので、エネルギー密度が薄く、大規模集中システムには向きません。化石燃料は、太陽エネルギーの生産物が数億年分濃縮した物です。それを今一瞬で使い切っています。再生可能エネルギーは、使い方としては地域分散型でまさに地産地消のエネルギーです。

太陽エネルギーは、熱として使う場合太陽エネルギーの約40%を利用でき、電気として使う場合約18%を利用できます。電気にするよりは、熱として利用するほうがエネルギー効率が良いです。日本は、太陽エネルギー資源・つまり太陽の日射量はかなり高く、十勝・小諸は、非常に高いところです。ここでは、ワインに適した良い葡萄が栽培されています。太陽熱温水器は、熱利用の典型例で、自然循環型、真空貯湯型、強制循環型（ソーラーシステム）があります。もう一つの熱利用に、ソーラークッカーがあります。パラボラ型とホットボックス型があります。太陽光発電システムの特長は、エネルギーは無尽にあり、偏在がなく半永久に使用でき、稼働部分がないために振動・騒音がない、安全面での心配がない、システム構築が大小可能等、取り扱いが容易です。反面ウイークポイントは、夜間は発電しない、パネルに電気が貯められない、価格が高いということです。こんなわけで、なかなか普及するまでは至っていませんが、公共施設では、環境教育面からソーラーシステムが導入されていますし、市民共同発電所も1995年宮崎で始まり、日本全国100箇所以上で作られています。

風力エネルギーは、動力や揚水ポンプに使われる抗力型多翼風車で使われます。オランダ風車は動力で、アメリカでは揚水風車が有名です。電気にして使う、揚力型風車には、プロペラ型（水平軸）・ジャイロミル型（垂直軸）・サボニウス型（垂直軸）・その他ダリウス型・クロスフロー型があります。発電風車を導入するにあたっての注意として、風が吹かないと役に立たない、(3m/s)風きり音が出る、振動が出る、影が出来る、などです。

水力エネルギーは、粉ひきなどの動力として使う動力水車や水田への水引に使う揚水水車があります。電気にするマイクロ水力発電には、落差を利用するもの（衝動）ペルトン・クロスフローや、流速を利用するもの（反動）プロペラ型・フランシスがあります。雨水利用も散水・洗車・トイレ浄水に使われています。

最後にバイオマスエネルギーです。素材から見た区分では、木質発電やペレットストーブに使われる木質系と、バイオガスの生物系に分かれます。使い方から見た区分では、ペ



レットストーブによる暖房やバイオガスによる煮炊きなど熱源としての利用、木質発電やバイオガス発電など発電源としての利用、バイオマス燃料など燃料源としての利用があります。

石油等の化石燃料の争奪で起こるのが、戦争です。省エネルギーしながら、再生可能エネルギー（自然エネルギー）を導入できたなら、地球上の地域は、もっと平和で安全に暮らせるはずです。地域で脱石油化を目指しましょう。

～エコ・リサイクル交流集会2006～

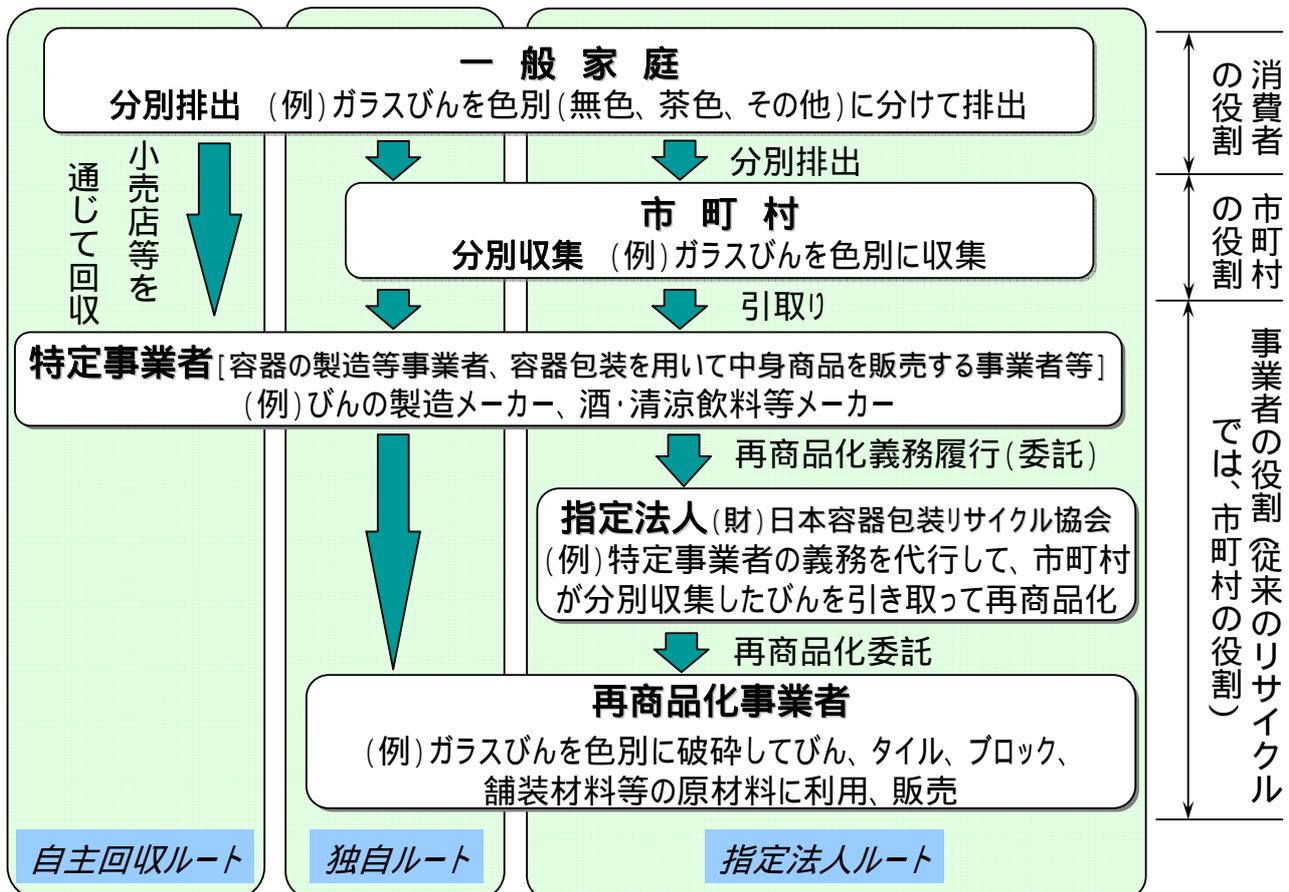
参 考 資 料

容器包装リサイクル制度の見直しについて

平成18年1月28日

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課
リサイクル推進室長 藤井康弘

容器包装リサイクル法の仕組み



中央環境審議会 「容器包装リサイクル制度見直しに係る最終取りまとめ」の概要

1. 発生抑制及び再使用の推進

(1) レジ袋等無料配布される容器包装対策

- ◆ レジ袋等は、プラスチック製容器包装全体に占める割合が大きく、また、レジ袋等に係る使用抑制対策は、消費者の意識の向上にも大きな効果があることから、小売店におけるレジ袋等の無料配布の抑制のための「法的措置」(指針の策定、事業者の報告等)を講ずる。

(2) 発生抑制等に係る事業者の自主的取組の促進

- ◆ 発生抑制等に係る事業者の自主的な取組を促進するため、法律に基づき、発生抑制等に係る指針の策定、事業者による達成状況の報告等の措置を講ずる。

2. 事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設

- ◆ より効果的な3Rの推進に役立つとともに、容器包装のリサイクルシステム全体の効率化にも資すること等を目的とする。
- ◆ 市町村の分別収集・選別保管業務の質は、事業者側に引き渡す分別基準適合物の品質を通じて、事業者の再商品化のコストに大きな影響を及ぼすことから、市町村において、容器包装廃棄物の発生抑制の取組を進めるとともに、消費者の協力を得て異物(汚れたものを含む)の除去を徹底し、分別基準適合物の質を高めれば、再商品化の質の向上、コストの削減につながり得る。
このため、法律上、再商品化の合理化の程度等を勘案して、事業者が市町村に資金を拠出するという仕組みを創設する。
この場合において、事業者の拠出については、市町村の分別収集・選別保管業務が事業者の再商品化費用の効率化に資するという点等を勘案する。
- ◆ また、この市町村に支払われる額については、より効果的に3Rを推進し、容器包装のリサイクルシステム全体を効率化する観点から、分別基準適合物の質やこれによる再商品化費用の低減額を勘案して決定すること等により、市町村におけるより質の高い分別収集・選別保管に向けた取組を効果的に促進する。

3. 再商品化手法の見直し(特にプラスチック製容器包装)

- ◆ 再商品化の質の向上を図るため、消費者に分かりやすい材質表示を容器包装に付する等の措置を図った上で、プラスチック製容器包装の分別収集をよりきめ細かなものとするのが有効。

例えば、マテリアルリサイクルに適した特定の容器包装(*)について、他と異なる識別表示を付し、他のプラスチック製容器包装と区分して分別収集することが考えられる。

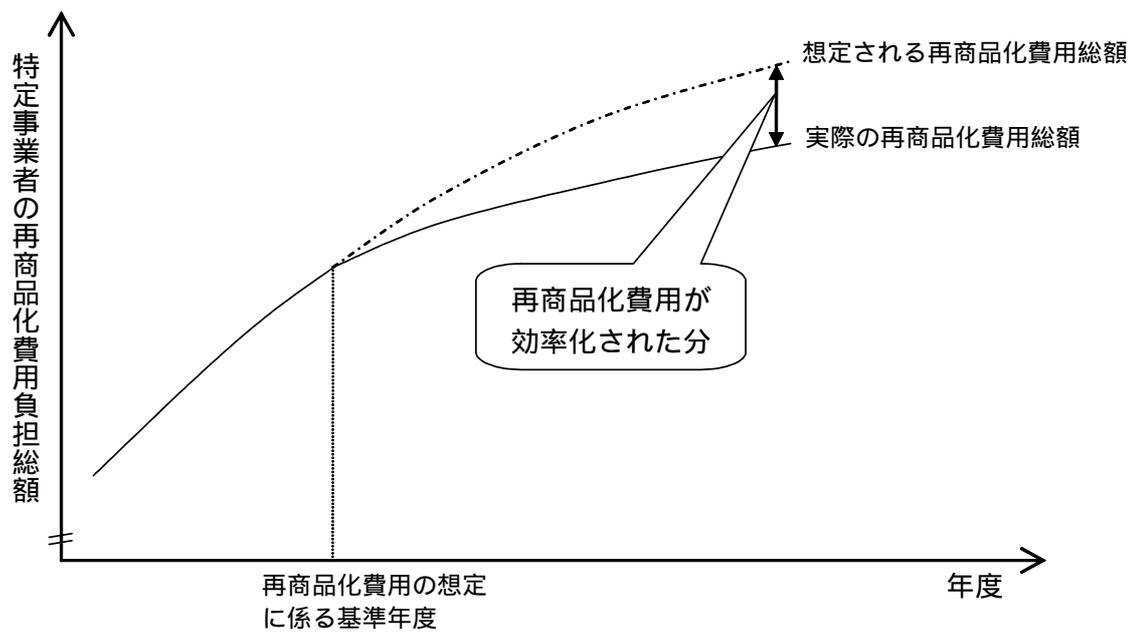
(*)PPやPE単体であり、形状により容易に判別できるもの等

- ◆ プラスチック製容器包装の分別収集量が再商品化能力を上回った場合の対応として、循環型社会形成推進基本法の優先順位を堅持しつつ、緊急避難的にサーマルリカバリーを再商品化手法として位置付けることを検討することが必要。

具体的な手法については、市町村の一般廃棄物処理施設における発電・熱利用と比較して優位かどうか等を十分勘案して検討する。

4. その他

- ◆ 再商品化の義務を果たさない特定事業者(いわゆる「ただ乗り事業者」)を防止するためには厳格な対策が必要であり、関係省庁を挙げた対策の強化等を行う。
- ◆ 廃ペットボトルが海外に輸出される動きが見られるが、住民の努力と税負担により「資源化」されるものが海外に流出し、国内のリサイクル産業が崩壊の危機にある。このような事態を回避するための措置を講ずる。

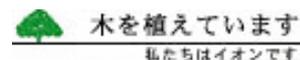


エコ・リサイクル交流集会2006 御中



レジ袋発生抑制と イオンの環境への取組み

平成18年1月28日
イオン株式会社
環境・社会貢献部
部長 上山 静一



目次

- 1. 何のために(目的)
 - 1)地球温暖化防止(CO2削減等)に関する基本方針 - P3
 - 2)『地球温暖化防止(CO2削減等)基本方針』を
具現化することによる削減(中期計画) - P4 ~ 7
- 2. 現状とイオンの取組み
 - 3)お客さまとともに行う省資源の取り組み - P8 ~ 9
 - 4)「イオンふるさとの森づくり」 - P10
 - 5)「エコストア」のコンセプトと8つの切り口 - P11 ~ 13
 - 6)ダンボール節約効果 - P14
 - 7)審議会での上山の意見 - , , - P15 ~ 17
 - 8)結論 - P18

1. 地球温暖化防止(CO2削減等)に関する基本方針

(基本的考え)	
1) イオンは、京都議定書 の精神を尊重し、その目標達成に貢献する。	
2) イオンは、CO2の具体的削減について、本業の中でCO2等の排出削減に取り組むことを第一とし、不足分を京都メカニズム活用で補う。	
(商品関連)	
3) イオンは、商品開発において、その製造・配送過程において環境効率を最大化するマネジメントを実行する。	
4) イオンは、商品の容器包装開発において、生分解ポリやバイオマスといった環境負荷の低い「新しい素材」を積極的に実験導入し取り入れていく。	
(店舗関連)	
5) イオンは、ショッピングセンター等、店舗開発において、自然エネルギーの導入や建築資材のグリーン調達 の推進という「エコストア」開発を展開し、地球温暖化防止に貢献する。	
6) イオンは、店舗設備(空調機、冷ケース等)選択において、2020年までに全廃を目指すR22などの指定フロン(2004年より総量規制スタート)は使用せず、R410Aなどの代替フロン仕様導入を原則とする。	
(お客さまとともに)	
7) イオンは、お客さまのグリーン購入を更に推進するとともにマイバスケット運動、マイバック運動等による「レジ袋削減」の働きかけを強化する。	
8) イオンは、お客さまとともに「イオンふるさとの森づくり」や「一村一森運動」を積極的に推進していくとともに、森林資源を守る世界的な動きの中で、FSC認証紙、古紙、あるいは牧草地等での植樹からつくられた紙を積極的に導入する。	

3

2. 「地球温暖化防止(CO2削減等)基本方針」を具現化することによる削減(中期計画)

「京都議定書」の水準を達成する CO2 必要削減量		構成比	
達成する政策の選択肢	本業による削減	(1) 既存政策拡大と新規政策推進による削減 1) 商品開発関連 2) 店舗開発関連(含む店舗オペレーション) 3) お客さまとともに 行う削減活動	52.8%
		(2) 商品製造プロセスの更なる変革による削減 (含む 物流の変革) (A)	
		(3) 店舗開発プロセスの更なる変革による削減 (建設資材のグリーン調達拡大等) (B)	
	京都メカニズム活用	(4) オーストラリア植林事業(既存政策)	47.2%
		(5) 排出権取引及びCDMによる排出権確保 (C)	
(1) + (2) + (3) + (4) + (5) 合計			

4

1) 商品開発関連

(単位: CO2^t)

CO2削減政策内容	CO2削減推定 (年間)	備考
1 容器包装材の重量削減等		SSTトレ-914t削減 トップバリュ1,400t削減 計2,314t削減 CO2換算 6,016t
2 リターナブルコンテナ(通い箱)使用拡大による、ダンボールの削減 (リユースハンガー含む)		ダンボール1ケース(800g)製造による出るCO2 800g × 1.63 = 1,304g ・年間ダンボール削減量 19,806 ^t (2004年度) ・2004年までのCO2削減量 = 32,284 CO2 ^t (a) 2010年までの追加削減量 29,969 CO2 ^t ・導入率2/3 19,979 CO2 ^t (b) リユースハンガー 2,606 CO2 ^t (c)
3 廃棄物削減の取組み 生ゴミリサイクル率の向上等		2010年生ごみリサイクル量19,632t (CO2換算値 16,490t)
小計		

5

2) 店舗開発関連(含む店舗オペレーション)

(単位: CO2^t)

CO2削減政策内容	CO2削減推定 (年間)	備考
1 「重油 買電」		リース契約終了時「買電」に切り替え 自家発電 - 全量買電 = CO2削減
2 自然エネルギー導入 (風力発電, 太陽光発電等)		1500kW型パターン 100kW型パターン 北戸田パターン
3 エコストア(フルライン)導入 及び既存店への応用		新店での導入(2005.5月 千種店開店) 既存店への応用(2006~10年) 「CASBEE」(建築物総合環境性能評価システム)
4 省エネ・省資源の取組み		電気使用量、水道使用量の削減等
小計		

6

3) お客さまとともに進む削減活動

(単位:CO2ト)

CO2削減政策内容	CO2削減推定 (年間)	備考
1 レジ袋削減拡大 (買物袋持参運動)		20%持参率達成(チェーンストア協会方針) レジ袋(Lサイズ)1000枚製造に使う石油は32kg レジ袋(Lサイズ)1kg = 15.8kg-CO2削減となる。 レジ袋有料化による持参率アップ20% 50%
1 レジ袋削減拡大 (レジ袋有料化)		
2 店頭リサイクル回収の推進		2004年年間削減量20844CO2-t 2010年までに回収量2倍を目標(全規模)
3 「イオンふるさとの森づくり」等 の植樹活動の拡大		2004年店舗数393店 520万本植樹 2010年店舗数471店(推定) 2004年年間削減量(固定量) 1384CO2-t
3 お客さまに呼びかけるご自宅 でのCO2削減等の提案活動		(例:環境家計簿)
小計		

7



3. お客さまとともに進む省資源の取組み

お店でわかる環境活動

**マイバスケット・マイバッグを使った
新しいショッピングシステムをご提案します**



省資源効果(イオン(株)の場合)

石油ドラム缶(200L)約16,560本分の節約です。



計算式/APME (欧州プラスチック製造協会)の試算では、レジ袋1,000枚作るために必要な消費エネルギーを石油換算すると、32kgとなります。

2004年削減枚数95,838,776枚÷

1000枚×32kg=3066841kg

石油1kg=1.08L(通商産業調査会「エネルギー未来からの蓄積」から引用)とすると、20

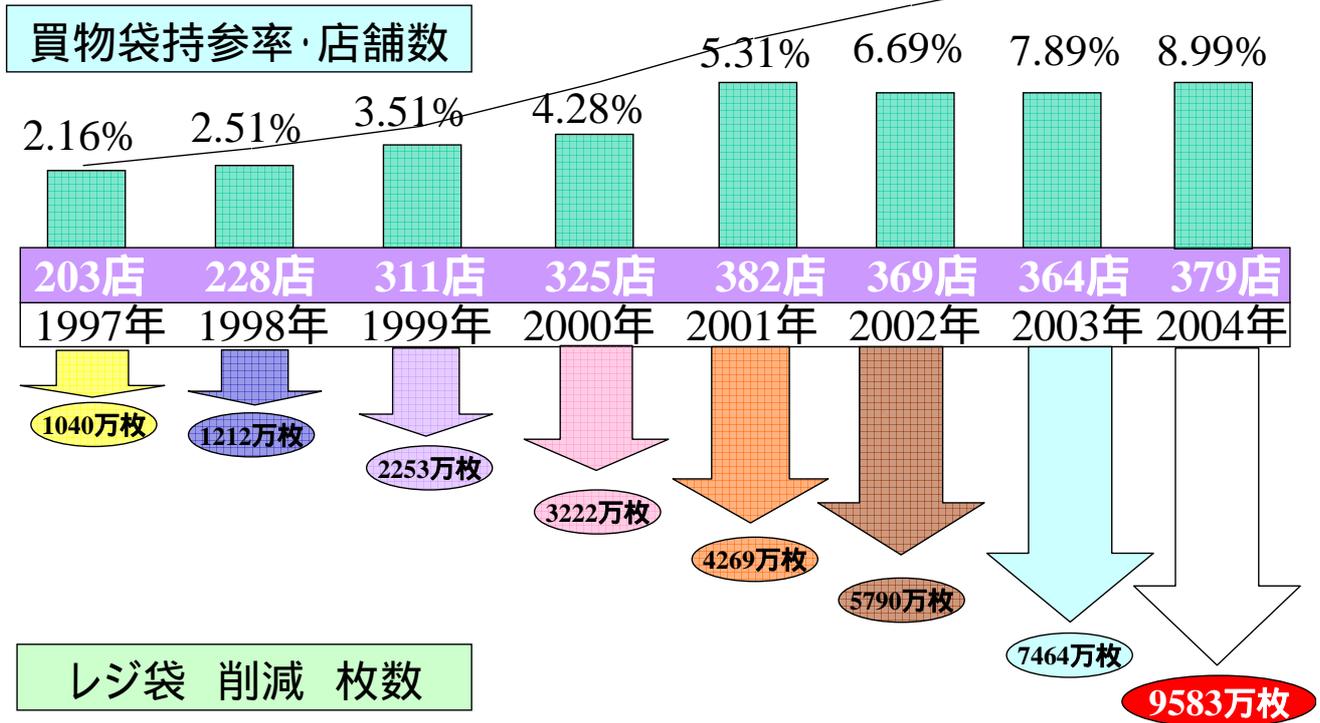
04年度の石油削減量は

3066841kg×1.08L=3312188L

3312188L÷200L=16560.94本分

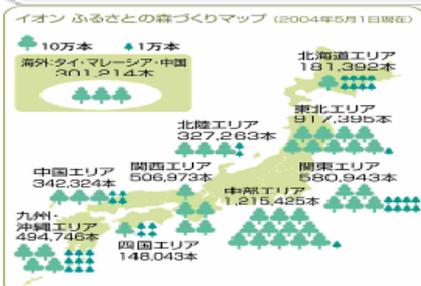
省資源-「買物袋持参運動」とレジ袋削減推移

(全規模ベース数値)



4. 「イオンふるさとの森づくり」

グループ累計植樹本数の推移-1991年より延べ54万人のお客さまのご参加・538万本、474ヶ所 (2005年4月1日現在)



「育樹祭」では成長した苗木への施肥、除草を実施

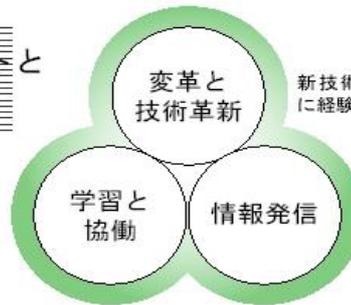
「植樹祭」では地域の自然環境に適した苗木を植樹



5. 「エコストア」のコンセプトと8つの切り口

「エコストア」のコンセプトと8つの切り口

子どもたちが環境に関心をもつ働きかけ・地域コミュニティとの連携を強める



新技術を用いて積極的に経験を蓄積する

イオンが実施してきた環境保全活動等を、わかりやすく体系的に発信する

ハード的な側面から

1. 省(創)エネルギー

その土地に最も適した風・太陽・水等の自然エネルギーを、積極的に利用します。

2. 環境効率

環境負荷の小さい資材を使ってお店をつくりま

3. 自然環境

自然の光や音や水を取り入れる工夫を凝らしま

4. 景観・生物多様性

人だけでなく、たくさんの生きものが集まる空間をめざします。

ソフト的な側面から

5. 安全・安心・環境配慮

環境に配慮した商品を、積極的に皆さまのもとへおとどけします。

6. 地域循環

イオンから働きかけて、地域の皆さま(行政・NPOも含む)とともに廃棄物の地域での循環に取り組み

7. 情報開示

お店・イオン全体が取り組む環境に関わる情報をわかりやすく皆さまにお伝えします。

8. 21世紀型コミュニティ

レジ袋のいらない(=資源のムダ使いをしない)お店をめざします。

「イオン千種SC - エコストア, 2005年5月開店」 -

省(創)エネルギー

SC各所をこまめに調節するトータル省エネシステムや節水システム、昼夜の温度差等を利用する外気冷房装置など、さまざまな省エネ設備を取り入れています。

太陽光発電や風力発電の設備を設置。SCで使用する電力を、なるべくクリーンなエネルギーでまかないます。

イオン北戸田SC

□にシースルーソーラーパネルが使われています。



「イオン千種SC - エコストア, 2005年5月開店」 -

景観・生物多様性

SCの周囲に、その土地に自生する木々をお客さまとともに植樹する「イオン ふるさとの森づくり」を行っています。
さらに千種SCでは、サインポールに代えて地元の大きなクスノキをシンボルとして掲げています。
壁面に緑を配したリルーバーに木製パーツを使うなど、エクステリア全体をやさしい印象でまとめています。

環境効率

建設資材の調達には間伐材・非ベニヤ型枠・非塩ビ電線など、グリーン調達を大幅に取り入れています。

情報開示

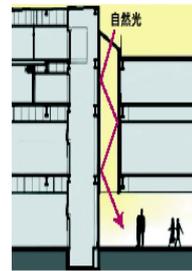
館内のエコインフォメーション・コーナーには、大型ビジョンやタッチパネル式の情報端末も設置。環境面での取り組み内容や省エネデータ等をお知らせしていきます。子どもたちの学習にも役立てていきます。

自然環境

自然光を活かした採光プランや雨水活用システムを導入。プロムナード等の舗装には吸水性・保水性のある舗装を施し、吸収した雨水が蒸発する際の気化熱を利用して、ヒートアイランド現象を抑えます。

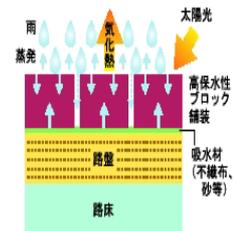
ライトウェル

自然光をピロティに導入し、電力削減に寄与するとともに、明るく開放的な雰囲気を作り出します。



設備や内装に再生材を積極的に採用しています。

繊維性の床材は、タイルに比べ清掃等のコストが抑えられる上、交換時には100%リサイクルできます。またショックを吸収するため、小さなお子さまや年配の方の安全性・安心感を高めます。



吸水性・保水性のある塗装

打ち水効果の原理で、ヒートアイランド現象を抑えます。

6. ダンボール節約効果



「環境配慮」の内容をマーク化

イオン独自の基準で自主的にマーク化を始めています



「地域の自然エネルギー活用」
太陽熱、温泉熱などその地域特有のエネルギーを利用して生産することで、地球温暖化防止に貢献していることを表しています。



「地域堆肥使用」
地球環境を考え、地域で循環する生産方式を実践しながら栽培していることを表しています。



河川・土壌汚染配慮
農業資材のリサイクルや過剰な施肥または農薬使用に配慮していることを表しています。



リターナブルコンテナ活用
産地からの配送の際に「通い式」のリターナブルコンテナに詰めダンボールの節約を実現していることを表しています。



土にもどる資材の活用
石油から作られた農業資材・容器を見直し、土にもどる資材によって作られたことを表しています。



知事認定エコファーマー
地域の自然を生かした生産を宣言し、知事に認定された「エコファーマー」によって作られたことを表しています。

7. 審議会での上山の意見 -

一番大切なことは国民全体の参画であり、レジ袋、トレーでは石油精製企業からレジ袋、トレー製造企業、小売業、そして消費者までが応分の負担をする仕組みが必要。今の製造業者と利用事業者の負担の現状(0.59%VS99.41%)はあまりにも不合理、不公平。

透明性を向上させる為にお金の流れをクリアにすべき。特に入口である義務委託料を、誰が、どれだけ負担しているかを公表できるように法を改正すべき。(企業秘密で公表できないとの経産省に対し)少なくとも誰がどれだけ排出しているか(排出量)は「資源の有効な利用の価値に関する法律」からみても公表できるはず。そうすれば「ただ乗り事業者」も「過少申告事業者」も結果として社会からのモニタリングを受け是正されてゆく。そういう仕組みにすべき。

審議会での上山の意見 -

「レジ袋削減」については「有料化の法制化」が絶対に必要。ポイントは「実効性」をどう担保するかである。チェーン協として8月に台湾、韓国の調査を行ったが、韓国では「無料配布の禁止」の法制化をしたが、それだけでは守らない事業者が出てしまい、新たに市民からの「申告制度」を追加して現在は発生抑制が進んでいる。やはり市民(社会)のモニタリングという仕組みを取り入れ、お金(税金)を掛けないで「実効性」を向上させる策を「法制化」と合わせて導入すべき。

今後の法の見直しは3~4年毎に行うべき(技術開発と環境変化のスピードからみて)

審議会での上山の意見 -

「レジ袋有料化の法制化」についてその「実効性」を高めるためには市民のモニタリングに加え、農水省、経産省、及び環境省の各地方組織と地方公共団体の指導の実効をあげる仕組みづくりが必要になる。

「法制化」は「実効性」をあげることで、独禁法や憲法との関連を整理することが必要であるが、その際「公共の福祉」「公益」とのバランスの観点で検討すべきである。

「法制化」に加え「地域」での問題解決力を高める仕組みづくりも必要である。そこには市民、NPO、地方自治体、企業等の参画があり「ただ乗り事業者」「過少申告者」対策にもモニタリングの役割を担う方向が必要である。(個別特定事業者の廃棄物排出量の情報開示とともに。)

8. 結論

- 1) 家庭ゴミ(プラスチック系)の10～15%を占めるレジ袋を発生抑制することから始め、他の廃棄物へ広げる。
- 2) 大切なことは、市民のライフスタイルの変化(行動変容)と企業、行政の仕事のやり方の変化を生み出すこと。